

令和6年度

福島町議会

定例会 6月会議会議録

令和6年6月20日 開会

令和6年6月20日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意
しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よ
りできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫
び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和6年6月20日（木曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町長あいさつ	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第2 諸般の報告	4 頁
○日程第3 行政報告	5 頁
1 令和5年度各会計決算状況について 〔各課所管事項について〕 (1) 企画課の所管事項について	
○日程第4 報告第1号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について ...	6 頁
○日程第5 一般質問	6 頁
5番 平 沼 昌 平	9 頁
(1) 三市町村交流事業について	
(2) 人口減少に対する考えについて	
<hr/>	
○日程第6 報告第2号 令和5年度福島町一般会計繰越明許費の報告について	17頁
○日程第7 報告第3号 第1期福島町障がい福祉プランの策定について	18頁
○日程第8 議案第6号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	20頁
○日程第9 議案第7号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	22頁
○日程第10 議案第8号 第6次福島町総合計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	23頁
○日程第11 議案第9号 青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の締結について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	28頁
○日程第12 議案第10号 青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の締結について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	30頁
○日程第13 議案第11号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第3号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	31頁
○日程第14 議案第12号 令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	39頁
○日程第15 議案第13号 令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第1号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	40頁
○日程第16 発委第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出 について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	41頁
○日程第17 発委第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	42頁

○日程第18	発委第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教育予算確保・ 拡充の就学保障の実現に向けた意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	43頁
○日程第19	発委第4号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべ ての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出に ついて (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	44頁
○日程第20	発委第5号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・ 強化を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	45頁
○日程第21	発委第6号	令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	46頁
○議会改革調査特別委員会の設置			47頁
○諸般の報告			48頁
○休会の議決			48頁
○休会宣告			48頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
報告 1	福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について	6月20日	報告済
報告 2	令和5年度福島町一般会計繰越明許費の報告について	6月20日	報告済
報告 3	第1期福島町障がい福祉プランの策定について	6月20日	報告済
6	福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6月20日	原案可決
7	福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	6月20日	原案可決
8	第6次福島町総合計画の変更について	6月20日	原案可決
9	青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の締結について	6月20日	原案可決
10	青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の締結について	6月20日	原案可決
11	令和6年度福島町一般会計補正予算（第3号）	6月20日	原案可決
12	令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原案可決
13	令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第1号）	6月20日	原案可決
発委 1	日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について	6月20日	原案可決
発委 2	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	6月20日	原案可決
発委 3	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充の就学保障の実現に向けた意見書の提出について	6月20日	原案可決
発委 4	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について	6月20日	原案可決
発委 5	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について	6月20日	原案可決
発委 6	令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について	6月20日	原案可決

令和6年度

福島町議会定例会6月会議

令和6年6月20日（木曜日）第1号

◎議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 諸般の報告 |
| 日程第3 | 行政報告 |
| 日程第4 | 報告第1号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について |
| 日程第5 | 一般質問 |
| 日程第6 | 報告第2号 令和5年度福島町一般会計繰越明許費の報告について |
| 日程第7 | 報告第3号 第1期福島町障がい福祉プランの策定について |
| 日程第8 | 議案第6号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第7号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第8号 第6次福島町総合計画の変更について |
| 日程第11 | 議案第9号 青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第10号 青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第11号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第12号 令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第13号 令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 発委第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について |
| 日程第17 | 発委第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について |
| 日程第18 | 発委第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充の就学保障の実現に向けた意見書の提出について |
| 日程第19 | 発委第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について |
| 日程第20 | 発委第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 日程第21 | 発委第6号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について |

◎会議に付した事件

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 諸般の報告 |
| 日程第3 | 行政報告 |
| 日程第4 | 報告第1号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について |
| 日程第5 | 一般質問 |
| 日程第6 | 報告第2号 令和5年度福島町一般会計繰越明許費の報告について |
| 日程第7 | 報告第3号 第1期福島町障がい福祉プランの策定について |
| 日程第8 | 議案第6号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の |

一部を改正する条例

日程第9	議案第7号	福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第8号	第6次福島町総合計画の変更について
日程第11	議案第9号	青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の締結について
日程第12	議案第10号	青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の締結について
日程第13	議案第11号	令和6年度福島町一般会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第12号	令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第13号	令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第1号）
日程第16	発委第1号	日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について
日程第17	発委第2号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
日程第18	発委第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充の就学保障の実現に向けた意見書の提出について
日程第19	発委第4号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
日程第20	発委第5号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第21	発委第6号	令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	1番	藤山大		2番	杉村志朗
	3番	佐藤孝男		4番	小鹿昭義
	5番	平沼昌平		6番	木村隆
	7番	熊野茂夫		8番	（欠員）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	小鹿一彦
総務課長	小鹿浩二	企画課長	村田洋臣
産業課長	福原貴之	<small>町民課長兼吉岡支所長認定こども園福島駅前所長</small>	深山肇
町民課参事兼会計管理者	古一直喜	福祉課長	佐藤和利
建設課長	紙谷一	福祉センター次長	（石川秀二）
教育長	小野寺則之	事務局長兼給食センター長	石川秀二
農業委員会事務局長	（福原貴之）	選挙管理委員会書記長	（小鹿浩二）
監査委員	本庄屋誠	監査委員	高田重美
監査委員補助職員	（鍋谷浩行）		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷浩行	議会事務局議事係長	山下貴義
議会事務局議事係	角谷里紗		

(開会 10時02分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和6年度定例会6月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月11日、開催された第75回北海道町村議会議長会定期総会の決議は、雄大な自然に恵まれた北海道は食糧供給、水源涵養、国土保全、脱炭素など住民生活にとって欠かすことのできない役割を果たすとともに、地域資源を活かした産業を創出し地域に根づいた豊かな伝統文化を育んできた。

しかし、少子高齢化の進行に加え、担い手不足が深刻化し、地域活力が減退、頻発する自然災害や原油価格・物価の高騰が基幹産業である農林漁業をはじめとする地域経済・住民生活に深刻な影響を及ぼしている。

われわれ議会人は、これらの諸課題解決のため、住民の代表たる責務を自覚し、清新で活発な議会活動になお一層努めるとともに、持続可能なまちづくりのため、住民の負託に応えなければならないとして、①議会機能の強化、多様な人材が参画する環境整備の推進。②デジタル技術を活用した地域活性化の推進。③防災・減災対策の強化、国土強靱化の推進。④地域の特性を踏まえた持続可能な地域社会の実現等。

15項目の決議と「議員報酬適正化に関する特別決議」、14件の地区要望事項を北海道町村議長の総意として採択いたしました。

6月7日、経済財政運営と改革の基本となる「骨太の方針2024」の骨子案が示されました。経済を新たな成長段階に進めるためには、物価上昇を上回る賃上げの実現が重要とし、労働市場改革・企業の価格転嫁対策への取組み、全世代型社会保障の構築、少子化対策の充実をあげ、基礎的財政収支の黒字化を視野に財政健全化を目指すとしております。

福島町議会としても、厳しい現況を受け止め、持続可能な町づくりの課題解決に向けて行政としっかり対峙し、より住民の側に立って活動することが、議会・議員の責務であるとの認識をさらに深め、議会活動に取り組んでいかなければなりません。

出席者各位には、本6月会議の議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げますとともに、活発な討議が展開されますことを期待して、閉会の挨拶といたします。

ただいまから、令和6年度定例会6月会議を開会いたします。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長のあいさつを行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会6月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会6月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今、前浜では養殖昆布の収穫作業が18日から本格的に始まっております。今年の安全操業を願うとともに、昆布の豊漁を期待するものでございます。

さて、町の令和5年度の決算の状況がまとめ、概要は行政報告で述べさせていただきますが、一般会計において形式収支で1億3,050万7,561円、繰越明許費を除いた実質収支で5,968万5,561円の繰越額を計上することができ、各特別会計においても収支同額か繰越額を計上することができでございます。

ただ、水道事業会計においては、岩部線での水道管の事故等の影響などにより450万2,190円の純損失が発生してございます。

改めて、町民および議員各位並びに職員の皆様のご理解とご協力に感謝とお礼を申し上げます。

それでは、本日の案件についてですが、条例の一部改正が2件、計画の変更が1件、工事請負契約の締結が2件、一般会計及び介護保険特別会計並びに浄化槽事業会計の補正予算が3件となっております。

また、報告事項として、一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告および令和5年度福島町一般会計繰越明許費の報告並びに第1期福島町障がい福祉プランの策定に関する報告が3件となっております。

条例の一部改正につきましては、まず1つ目の、福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が3月13日に公布され、保育所等における満3歳以下の児童に係る保育士・保育従事者の配置が見直すことに伴う一部改正となっております。

2つ目の、福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、国の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正並びに改良住宅の解体や用途廃止などに伴う文言整理となっております。

2点目の、第6次福島町総合計画の変更については、令和6年度の事業内容に変更が生じたことにより、実施計画の一部変更となっております。

3点目の、工事請負契約の締結に関しましては、6月11日入札執行の青少年交流センター増築工事に係る建築主体工事及び機械設備工事の工事請負契約の締結に関する議決となっております。

次に、一般会計の補正予算についてですが、歳出の補正の主なものとして、まず、社会福祉法人福島幸愛会により、デイサービスセンター陽光園大規模改修工事を延期する旨の文書の提出に伴い、陽光園施設整備事業補助金の減額が大きなものとなっており、増額部分では国の定額減税一体支援枠事業及び脱炭素戦略計画の補助採択に伴う追加補正となっております。

なお、歳入においては、歳出と連動して陽光園施設整備事業の延期に伴う老人福祉施設整備事業債の減額が主なものとなっております。

一方、増額分につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等が増額補正となっております。

なお、特別会計においては、介護保険特別会計及び浄化槽事業会計の補正となっております。

以上、この度は計8件の議案をお願いするものでございます。

なお、議案につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、お願いを申し上げます。

それと最後に、昨日早朝に、自民党道連と青森県連の第2青函トンネルに関する勉強会に今別町の阿部町長と一緒にリモートで参加をし、町の第2青函トンネル実現に向けた強い思いをお話しをさせていただきました。

会議において、今後、勉強会へ参加の国会議員が中心となって議連を立ち上げる方向で検討することが会議の中で決められてございます。

引き続き、皆さんの力をいただきながら、要請活動などを連携してまいりたいと考えてございますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とします。

本日は、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

町長のあいさつを終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番佐藤孝男議員、4番小鹿昭義議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。
議会運営委員会の報告を行います。
5番平沼昌平議会運営委員長。

○5番（平沼昌平）

令和6年度定例会6月会議の開会に際し、去る6月13日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

審議日数については、本日から6月21日までの2日間を予定いたしましたので、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会6月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。諸般の報告も既に皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

諸般の報告の9ページをお開きください。

5月13日開催の令和6年度第1回臨時会の主な内容を報告いたします。

1、臨時会の議案は、監査委員の選任、財産の取得4件、令和6年度補正予算1件の、計6件の審議をいたしました。

2、審議した議案の内容については、下記の表のとおりとなっております。

同意第1号は、山田頭人氏（知内町）の監査委員の選任について同意いたしました。

議案第1号は、関係条例の規定に基づき、福島消防署消防指揮広報車の購入を議決いたしました。

議案第2号は、関係条例の規定に基づき、知内消防署電動式油圧救助器具の購入を議決しました。

議案第3号は、関係条例の規定に基づき、知内消防署消防広報車の購入を議決いたしました。

議案第4号は、関係条例の規定に基づき、木古内消防署消防指令車の購入を議決しました。

議案第5号は、令和6年度補正予算で、消防庁舎冷房設備設置工事により320万円を追加し、予算総額を16億6,438万5千円としました。

なお、詳しい内容につきましては、議会事務局に議案等を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、渡島西部広域事務組合議会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

諸般の報告には、町長より提出された「ふるさと応援基金の運用状況等の報告」、議会基本条例第17条の規定に基づく「議会評価、議員の自己評価・活動の目標」が掲載され、すでに町民に公表されておりますことを申し添えます。

諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和6年度福島町議会定例会6月会議の開催にあたり、定例会5月会議以降の行政報告を申し上げます。

1 令和5年度各会計決算状況について。

令和5年度の各会計における決算状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

一般会計は、形式収支で1億3,050万7,561円の繰越しとなりましたが、繰越明許費分の一般財源7,082万2千円を除いた実質収支では、5,968万5,561円の繰越となっております。

国民健康保険特別会計は、876万1,622円の繰越しとなり、介護保険特別会計は、保険事業勘定

で3, 537万3, 380円の繰越し、サービス事業勘定では収支同額となっております。

後期高齢者医療特別会計は、12万3, 200円の繰越しとなり、浄化槽整備特別会計は収支同額となっております。

また、国民健康保険診療所特別会計は、707万1, 574円の繰越しとなっております。

なお、水道事業会計は、純損失が450万2, 190円となっております。

続きまして、各課所管事項についてご報告いたします。

(1) 企画課の所管事項について。

2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、再生可能エネルギー導入目標や目指すべき方向性、基本的な方針や具体的な取組を定める「福島町脱炭素戦略計画」策定の準備を進めており、この度、計画策定に係る補助金が採択されましたので、本議会に関連予算を補正計上しております。

町の主な主催事業及び行事等につきましては、別に記載をしておりますので、参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

◎報告第1号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について

○議長（溝部幸基）

日程第4 報告第1号 福島町議会一般質問等答弁状況調査の報告を議題といたします。

内容の説明を求めます。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

まず、1点目の花田俊勝奨学金基金について、今後の奨学金については今後の教育委員会議等で検討を行っていく予定でございます。

なお、これ以外にも一般質問の時に議論になりました定住に結びつけるための新たな制度や支援策については、厳しい財政状況も鑑み、関係部署や議会と今後議論を深めていかなければならないものと認識しているところでございます。

続きまして、2点目の、福島商業高校の魅力化に関わりまして、下宿や民宿での対応というご質問についてでございます。

今年度入学した生徒に入学の動機を伺ったところ、新潮学舎が個室であり、集団として自分自身が成長できる新潮学舎に入居できなければ、福島商業高校を受験しなかったと多くの生徒が回答しております。

生徒の受け入れについては、当面、今後27室の増築により対応できるものと考えておりますが、機会を見て今後、教育振興会や福島商業高校同窓会などからご意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

報告を終わります。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、平沼昌平議員から2項目提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

通告に従いまして、町長と教育長に質問いたします。

1点目は、三市町交流事業についてです。

三市町交流事業については、コロナ感染の影響を受けながらも、現在まで職員や中学生を中心に当町と松浦市、木曽町の交流が継続されてきております。

交流した職員の方々については、それぞれに違う環境で行政の取組を肌で感じ、1年間の貴重な体験をそれぞれの市・町で行政運営に活かしているものと思っております。

一方で、中学生の皆さんについては、短期間ではありますが、貴重な経験を活かし交友関係を広く持つことで生涯の友人が出来る事など、それぞれの生活圏での違いを肌で感じその後の学生生活に大きくプラスになってきたものと感じております。

これまでの経過を踏まえて、今後の三市町交流事業についてお聞きいたします。

今までの検証については、どのように捉えているのか。

これからの事業のプランとビジョンについて。

行政部局・教育部局の考えを伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

昭和62年5月に当時の斎藤町長が長崎県福島町（現松浦市）を表敬訪問したことをきっかけに、長野県木曽福島町（現木曽町）を含めた三福島町による交流が開始され、以後、物産交流をはじめ、小中学生の学習交流や町職員の相互派遣など、各種交流事業を展開してまいりました。

南の九州、中央の本州、北の北海道の三つの地域が持つ、異なる歴史や文化、気候・風土など、その地域が持つ強みや特徴、人と触れ合うことで違いを学ぶ機会となり、これからの社会を担う子どもたちや各分野における町の未来を担う人財の育成につながってきたものと考えているところであります。

なお、職員による相互派遣は各市町それぞれの事情もあり、令和4年度の交流をもって中断となっております。

三市町交流事業の今後の展望については、現事業を基本としながら新たな事業を模索してまいりたいと考えておりますが、昨年度より私からの提案により首長・議長による相互交流が開始され、その中で三市町交流の検証や在り方の協議に加え、各市町の政策や課題の共有を図っております。

今年度の首長・議長相互交流事業は、当町がホスト町として8月7日から8日にかけて松浦市及び木曽町をお迎えすることとなりますので、今後の三町交流のあり方についても協議を進めてまいります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

続きまして、教育部門における交流事業についてですが、中学生生徒交流として実施しており、毎年、交互に木曽町・松浦市との派遣及び受入を行っております。

参加した生徒は、当町とは全く異なる気候・風土、歴史などを体感し、また、交流市町の生徒との交流を通じ、相手の話しを聞き、自分の考えを発表するなど、個人の成長に大変有意義な機会になっていると考えております。

令和6年度についても、7月下旬に木曽町生徒の受入、8月上旬に松浦市への派遣を計画しているところですが、福島中学校では定員を大きく上回る応募があるなど、生徒の関心が高い事業となっております。

実施時期が、夏季及び冬季休業となることもあり、三市町での休業期間の相違や部活動との重なりなどの課題もありますが、相互調整の上、現活動を基本に今後とも事業を実施してまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

再質問させていただきます。

まず、町長の方から、3つの地域が持つ異なる歴史や文化、気候・風土からくるそれぞれの地域の強みと特徴の地域の人達との触れ合いの違いを学ぶという風に言われております。あと何かか言っておりますけれども、この職員の相互交流に対して中断したことは大変残念だとは思っておりますけれども、義務的な派遣になりつつあることに対して、マンネリ化を防止する点では大変失礼な言い方かもしれませんが、一つの方策としては正解だったのかなという風な感じも私個人思っております。

交流前の個人意見として、交流前の目的の明確性とか交流の成果、目標の設定にやはり一定のルールが私自身ちょっと感じられない点もありました。また、交流の成果を行政運営に職員間でどういう風に共有しているのか、こういう点についてもちょっと色々感じた点もありました。

やはり、何と言っても交流の重要性を認識することで、派遣されたあるいは派遣されている職員のモチベーションが高まっているのかということも感じておりました。そういう点で少し時間を空けるのはいいのかなという気はいたします。

1年間というこの時間軸の中で職員の方々が求める、この職員の方々に今言ったような明確性とか交流の成果とか目標の設定等々は、この1年間でそれを求めるのはちょっと厳しいものもあったのではないのかなという点では、ちょっと時間を空けるのはいいのかなという風に今現在も考えております。

令和5年度から首長と議長がそれぞれに相互交流するとしておりますけれども、意欲的で新しいネットワークの構築ができるものとは感じている一方で、毎年、例えば三市町村の交流検証や今後のあり方の協議、それから政策やその課題を共有していかれるとは言っておりますけれども、それは決して意味がないというわけにはないですけども、歴史・文化、気候・風土も違うなかで三市町の交流のなかで、やはりしっかり目的意識と共通課題をやはり明確にする必然性というのは私出てくると思うんですね。

町長首長、議長の仲ですから、当然そのぐらいのことは考えて、これから進んで行かれると思います。どのようなものを例えば共通課題として考えて、これから協議して毎年やっていくのかという点について、何点か私のこの思い当たる点でお聞きしたいなとか、それ以外にあれば教えていただきたいなと思います。

この三市町の人口減少対策と、やはり少子高齢化に対する施策というのは、これはもう三市町共通の課題だと思うので、当然そこら辺は話されていくことだと思います。

また、産業経済面での共有化とか、その相違点からくる協力体制、それから行政運営に向けての改善改革の模索とか、そういうものも話し合われるのかなと。それから、議会と行政の二代表制のあり方のなかで、議員のなり手不足対策というのは、これはやはりどこの市町村も同じだと思うんですけども、その対策についてもできれば三市町の首長・議長さん達で話し合っていただきたいなと。

加えて、女性の活躍社会のあり方、それと、お互いにやはり町というものに対して、人口減少を踏まえたなかで移住定住の方策も考えていくという協議をしていただきたい。などなど私の頭で考えられるのはその感じなんですけども、もし町長が、これから今年は福島町がホストということですから、来られた時にはそれ以外にも加えて話されるのは当然でしょうけども、今後どういう風に進めていくのか、交流事業に対して本年はどういう風にして進めていくのか、その考えをまず伺いたいと思います。

それから、教育長についてですけども、ありきたりな再質問になるかもしれませんが、これもやはりそれぞれの住んでいる環境が違うわけで、気候・風土、それから歴史とか文化、確実に北海道よりも歴史があるわけですから、それぞれのやはり文化的なものの意識感覚は違ってくると思います。

これがどれだけ子ども達にその文化を知ることによって有意義なものになってくるのかということ、大変未知数な世界になってくると思うんですね。そのなかで教育長にお聞きしたいのは、この人事交流で子ども達の自己肯定感の向上とか、それから社会性の向上、学習意欲の向上、それから友達づくりの機会のあり方、これら大体4点ぐらいになるんですけども、この交流によってどれだけ成果が出ているのか、どのように検証しているのか。そこら辺についてお聞きしたいなと思います。

もう一点、違う環境で学生さん達が交流を通じて、それぞれ自分自身を成長させる大きなパーツとしてやっていくと思うんですけども、それは無理やりではなくて、やはり自発的に行動できるような環境も整えることは大事なんですけども、何かこの答弁書を見ていると、我が町としては何か大変希望者が多いという風に書かれております。

そのなかで、子ども達のなかで行った子ども、行かなかった子ども、それぞれあると思うんですけども、学校内で行った子ども、行かなかった子どもの情報共有とか、それはどういう風になっているのかな

と。行けなかった子は行けなかった子で何らかの条件があるでしょうし、行った子は行った子でそれなりの成果を持ってくる。でも、そこら辺をやはり情報共有というのは学校内でどういう風に行っているのか、そこら辺を教育委員会としてどういう風に学校に求めているのか、そこら辺をお聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

まずは私の方からお答えさせていただきます。

まずは1点目の関係については、職員の研修についてというか相互研修について成果としてどうなのかというお話しなのかなという風に伺ってございますけども、私はやはり色々な意味で外へ出て自分の世界と慣れ親しんだ所から違う所に飛び込むことによって、先ほどの回答の中にもお話しをさせていただいていますが、やはり違いというのは相当あるんですね。同じこの我々行政を例えば地方自治法に基づいて同じ仕事をしているかなと思ってはいますが、ただ、手法が色々違うというか、色々なその役場の構え方一つにとっても違うことがあります。例えばそういったお客様を迎える窓口の作り方とか色々な形、そういったものを我々としてはやはり若い職員の方々にそういったものを経験していただく。そしてまた、そこに居る普段我々役場の中でしか知り得ない人間とではなくて、極端にいくと歴史のある木曾町の職員とお話しをする。長崎の方はそれをまた色々な形で長崎の方はどちらかというともた韓国とかそういうところの交流もありますので、そういった方々とお話しをする。そういった形で我々としては大変、職員交流というのは意義深いものがあるのかなという気がして。

実はこれ、木曾町もそうでしたけども、うちも継続してやりたいということをお願いをしたんですけども、たまたま松浦市がなかなか人材を出すのが厳しいということで、今回中断をさせていただきましたけども、できれば我々としてはもう一度復活をさせて、是非、職員の方々に違った役場の中で1年暮らしていただいて、どういった仕事をしているか、どういうやり方をするのかということを読んで、福島のまちに帰すということができないのではないのかなと思ってはいますし、また、従前はある程度交流については手挙げ式と当て込み式と言いますか、こちらから指名式という形をしたんですけど、やはり指名して行くと、なんとなくその義務感だけで行っているという感じがあって、やはり積極的に研修を受け入れる方というのは、やはり自分で意欲をあげて手を挙げて行って来た人がやはり大きく育って帰ってきているのかなという風に、自分も道庁行った時にそう思いましたけど、やはりそういった形で積極性ある方が行くのがベストではないのかなと思ってはいますので、今はほぼほぼ役場は今回もアカデミーか何かの関係で回覧回っていましたが、手挙げ式で積極的に行きたいという方々を抜粋して研修に出すようにしてございます。

それと、あと色々な意味でこれから色々な形を交流のなかでやっていく形になると思いますけども、今回はまたこれまでもコロナの前は結構3町交流も物産に加えて、例えば民生委員さんがお互いに交流するとか色々な団体組織も行ってはいたんですけども、なかなか今それが、交流、コロナ経験してなかなかそれが行ききれない状況がありますので、今年、昨年から松浦市で第一回目、議長も含めて議会のトップと行政のトップが一堂に会して三町交流を見直しながら次に何をやるかということの議論をさせていただきました。そしてまたその時にその町の何て言いますかね、やっている事業のものも見させていただきましたので、一昨年木曾町に行った時は、やはり我々は温泉をこれから計画するなかで、木曾町はいち早くパイオマスの関係をやっていましたので、その辺の知見をしっかりと我々も聞きながら今回の温泉に活かしていたのかなというのがありますし、色々な意味で同じ少子化対策であっても、やはり違う角度でやる。そしてまた都道府県の違っても結構多いんですね。北海道、長野県、佐賀、長崎県ですか、だから同じ市町村でも違うし県の中でもそれぞれの県の方向性の違いといいますか、我々はどこへ行っても同じことをしているのかなと思いますけど、意外とまた違った視点で事業展開していますので、少子化なんか色々とお話しをしていくなかで学び取るところがあると思いますし、私はやはり子ども達の研修も含めて、やはり違いを認めることを外に出て覚えてくるのではないのかなという風な気がして研修は大変意義のあるものだと思いますし、なかなか内々に言いますと、自分中心になって違う人を受入れられないことをよしとする、よしとしたままで成長する方がいらっちゃって、最近特にSNSなりそういったもので色々な社会問題化していますけども、やはり便利になって楽になるのはいいですけども、やはり生身の人間同士が話ししてやることによって、やはり成長というのは私はあるのではないのかなと思っていますので、

そういったことを是非子ども達により多く機会として与えていきたい。

それで、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、今年、福島の方に長崎県と木曾町の方からいらっしやって8月にありますので、できれば私議会の方も含めて交流できればなという気がしていますので、その辺はまだ両町には言ってごさいませんが、そういったなかでまた先程言いました議員のなり手の問題だとか、やはり各町も悩みを抱えているんだと思います。どういう手法でやっているのか、特に両町の方は合併した平成の合併をした経験の町でありますので、そういった意味での我々とまた違った意味での経験をしているんだという風に思っていますので、そういったのを含めて、是非8月に来た時に両町の議長さん、そして首長さんが来ますので、そういったなかでまた有意義な意見交換をして、また新たな三町交流につなげていければという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

今の町長の答弁と大分被るんですけども、私も昨年木曾町に子ども達と一緒にいかせていただいて、歴史・文化、観光もそうなんですけども、見るもの食べるもの初めてで、それはそれで凄く貴重な体験なんですけども、やはり我々大人でもそうですけども、初めて会う人とどうやって仲良くなるかというのは色々な場面で、このあと中学生とかだと長い人生の中でたくさんそういう経験をしていくんだと思うんですけども、やはり、そこで初めて会う人と仲良くなるというかコミュニケーション能力を育ててあげるといのが、この研修の一番の目的なのではないかなという風に思っています。

昨年行った子ども達、今年は8名募集したんですけども14名手を挙げていただいて、町長の先ほどの答弁ではないですけど本当に私行きたいという風に手を挙げてくれた子供が14人居て、昨年行った子供がほぼほぼ全員行きたいと。つまりそれは、去年行って楽しくて、凄いいい経験になって良かったという裏返しなのではないかなという風に思っています。

学年も1年生から3年生までまんべんなく応募してくれました。そのなかで今、平沼議員の質問にあったように我々としては広く行ってほしいということで、去年行った子供は申し訳ないですけど除外させていただいて、1年生はまた来年・再来年と機会があるということでお控えさせていただいて、今回は2年生・3年生中心に選抜させていただいたところでございます。

その情報をどうやって共有しているのかということなんですけども、帰ってきたら、研修行って帰ってきたらとか、あるいは受け入れ後に感想文というか作文を必ず書いてもらっています。私達はこういう体験をしてきました、こういう風なことが良かったです、悪かったです。それでそれを学校内で共有させていただいて、それを「あっこういう体験してきたんだ」という風なことをほかの生徒さんも知る機会になるのかなという風に思っております。

それで、本当に地形を拓けるというか、世の中広いんだなということを感じてもらう、修学旅行とかもそうなんですけども、この三市町交流も凄く良い機会になっていると思いますので、今後とも継続してまいりたいとそうように考えております。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

町長側も教育長側も、大変やっている交流事業については意義があるということをお答えいただきましたけれども、やはりその事業を行ったからには、それなりの目標設定なりそれから検証というものはついて回ることでありまして、そこら辺は今後、今までもしっかりやられているんでしょうけども、進めていかなければならないのかなと思っております。

町長のお話しですと、近頃は前は義務的に行っていたもので、今は積極的に職員の方が行きたいというような感覚でおられるやに聞きましたけれども、それについても、やはりそこら辺がポイントになってくるのかなと思います。

町民の目線で見ますと、行ったんだという感じなんです。何やっているんだという感じ。どういう所なんだと、何やってきたんだって。そういうところ辺がやはり、せっかく行って来られている職員の方々も、都度そういう場面があれば町民の方々に説明するんでしょうけども、やはりそこら辺1年間それなりに住む所も違って、食べるものも違って気候も違うなかで一年間というのは、その人にとっては一生分の

一年ですから、貴重な体験をするんでしょうけども、そこら辺もやはりせっかく行かれるんですから、町民とかそういう我々にも対しても、やはり情報というものは流す、そして成果を求めていきたい。

また、個人では行かれるんですけども、帰ってきて組織のやはり活動力の原点になっていただければ、このように思っております。

ですから、そういう面では再開したいという旨があるのであれば、それはそれで今後もいいでしょうけども、根本的に義務的に行くのであれば、これは考えものだなと。ただ、自ら進んで手を挙げるのであれば、それはそれでいいのかなと思っております。

学校教育の方に関しては、私は教育長がそうおっしゃるのは本当に未知の世界ですから、子ども達のそのあれはね。出来る限りそういう風にして、子ども達には子育てに関しては福島町大変厚くやっておりますから、ほかの町で経験できないような経験を、やはり二市町というものの、十分経験させる機会があったら、どんどん経験させてやりたい。ただ、けども、懸念されるのは行った子、行かない子のなかでの情報格差というものを、そういうものはやはり避けていきたいなと思うんです。

だから今、教育長の話を聞くと、その次は選抜的に違う子をやるとか、まんべんなくそういう機会を与えるということですから、それはそれでいいのかなと思っておりますけども、やはりこれも将来的に子ども達が確実にいい経験をしてくる。それをきちんと文章にして残す、それによって将来的にそれを見返した時にまた原点に振り返って、その時の感覚を呼び起こしてもらえよう一つのパーツとしてやっていくべきじゃないのかなと思います。

もし何かあれば、ご答弁いただきたいと思っておりますけども、これについては質問を終わります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ありがとうございます。職員についてはなかなか難しいと言いますか、どういった形の活動を町民に知らしめるかということは大変面倒なものもあるのかなと。

ただ、職員研修の始まりは、私の記憶でいきますと、最初は短期間で始まっているんですよ。そうすると、三か月、一か月、二か月行って、ほぼほぼ大体その町のイベントに参加したり色んなところを見させていただいて、それも一つの研修と言えば研修ですけどもどうなのかなというのがあるって、自分が就任して、そうではなくて、しっかり一年間その町で仕事をして学んでくるということにシフトをさせていただいて、最近では1年という形で相互交流でお互いにその町に1年居ると。

私はその研修の成果としては、その帰ってきた職員を見ていただければ、しっかり多分成長して町民に返していつているんだという風に思いますし、その後の成長が役場の中での事務的な仕事が、たぶん質もスピードも上がっているのではないのかなという風に思っていますので、是非、これはお互い三町の合議が整わないと、なかなか再開というのはできませんけども、木曾の原町長も私も出来ればやりたいという方向で、先ほど言いましたとおり、長崎の方が少し人的な、あそこはちょっと合併して色々職員不足のところも、友田市長と話しをするとよくそういった話しをして、ちょっと厳しいんだという話をしていますので、そここのところも踏まえて、我々としては将来につながるようなものをまた、先ほど言いましたとおり、今年福島町の方で研修についてはまた意見交換ができる場がありますので、そういったなかでまた今日の意見を踏まえながらより良い物を、そしてやはり、もう少し我々、議員おっしゃるとおり町民の方々にその交流というのが、どう広がっていくかというのがなかなか難しいんだと思うんですね。だからもう少し先ほど言いましたとおり、従来、町民の方々もその町を訪れるとかそういったことに少し交流の広がりがあれば、今はほぼほぼ職員と子ども達の交流で終わっています。

物販についても、なかなかお互いに前の時は長野の方に物販に参加したりだとか、商工会が参加したりとかそういうのがあったんですけど、なかなか町民に対しての広がりが今少ないように自分も思っていますので、そういったものが将来的にできれば、お互いにまたその町を経験して、また、より親しみが湧いてくるのかなという気がしますので、そういったものも今度新たなものとして取り入れればいいのかと思いますので、その辺は今年、協議の中でできるかどうかは別にして、そういった視点でも少し議論できればという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○**教育長（小野寺則之）**

平沼議員おっしゃるとおりだと思います。

本当に行きたいけど行かない子にも配慮するような形で、物事を考えていかないと駄目だと思いますし、行った子は作文とか、先ほど感想文を書いているということは申し上げたんですけど、感想文なんかも広く伝えるということをしていかないと駄目だと思っています。

そのまた1年生が、次は自分が行きたいというモチベーションになるように持って行きたいなという風に考えております。ありがとうございます。

○**議長（溝部幸基）**

暫時休憩いたします。

（休憩 10時53分）

（再開 11時07分）

○**議長（溝部幸基）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番平沼昌平議員。

○**5番（平沼昌平）**

2点目について、町長に質問いたします。

人口減少に対する考えについて。

町の高齢化率も50パーセントを超え、在宅や施設での介護サービスの需要はこれまで以上に高まり、我が国の社会保障も多数の現役世代が高齢者一人を支えるかつての「胴上げ型」から「騎馬戦型」それが維持できなく「肩車型」にもなりつつあり、老々介護の実情、独居老人の増加と厳しい介護実態となっております。

一方で、働き世代の町外流出が大きな課題となっており、都市をダムに置き換えて考えるとすれば、砂防ダムの的な位置付けとなる函館市もその機能は低下し、一般的貯水ダム機能を担う札幌市でさえ人口の減少を阻止する事も厳しくなっている。

結局は、貯水も発電も何でもできる東京都というダムの一滴となり自分の可能性を見いだせないで生活する若者も居るように感じます。

そのような中で、人口減少という国家的な課題に、一自治体がどこまであらがう事が出来るのか。政府が処方箋を見いだせない中で当町のこれからの人口減少を考える時、地域間での「人口の奪い合い」もしようがないとも感じるが、当町としても人口減少に対する対応を再度検証し、再考する時とも考えております。

あらゆる面から町民と行政と議会とが一丸となって知恵を出して知識を働かせていかななくてはならないと感じるが、今後の施策について伺いたいと思います。

○**議長（溝部幸基）**

鳴海清春町長。

○**町長（鳴海清春）**

平沼議員のご質問にお答えいたします。

全国で昨年1年間に生まれた子どもの数が75万8,631人と前年より5.1パーセント減少し、統計開始以来過去最少を更新しております。

議会の中でも度々申し上げてまいりましたが、人口減少問題は基本的に国の根幹に関わる喫緊の課題であり、国が本腰を入れて根幹的な政策を早期に発動する必要があると認識しております。

私は、就任以来、子どもたちは地域の宝であるとの基本的な考えの下、地域全体で子育てを支える予算に重点を置いた施策を展開してきたところであります。

町では、平成24年度に「福島町ふるさと暮らし応援条例」を制定し、高校生までの医療費無料化や出産祝金の交付等、様々な定住・少子化対策に取り組み、以後、保育料や学校給食費を無料化するなど、順次、子育て支援に関する制度を高めてきたところであります。

日本全体が人口減少社会に突入した中で、それぞれの地域においてできることには限界がありますが、産み育てやすい環境や定住促進に重点を置いた政策を講じることで、人口減少のスピードを緩やかにすることは可能だと考えております。

この度の福島商業高校の魅力化を進める中で、一筋の光と思える事象として、令和5年度は4名、令和6年度は22名が他の地域から移住しております。

移住者の受け入れや若者が地域に定着することで、人口減少スピードの鈍化が図られるものと考えております。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

再質問させていただきます。

確かに町長は就任以来、積極的に子育て支援に関する制度は積極的に取り組んできたと思っております。また、地域全体での子育てを支える予算にも本当に重点的に予算配分して進められ、本当に子育て世代の親御さんはそれを実感することによって、本当に助かっているものだと私も思っております。

さまざまな政策を考えて実行していることは、適応、戦略的に考えると適応戦略とか、また、一方で積極的な戦略、こういう両方が同時に進められている結果があるのかなと思っております。

適応する意思や、それから当町の構造的な背景を柔軟性に捉えて、この子育て世代の方々にダイナミックに施策を展開しているということについては、本当にしかもリアルタイムに計画的に物事を進めているということは、本当に町長ならではの事業内容だとこのように思っております。

本当にこれに関しては、当町は他町に比べても自慢できるような状況で、先進的にもそれをやっているという風に考えております。

そのなかで、今後の体制と施策、これも改めて人口減少という問題を考えた時に、いまいちど原点に戻りながら考えてみるのも必要な時かなとこのように思うんです。

例えば、どちらかという目立ってくるのが子育て世代の方々という点に重点を置いているわけなんですけども、今のこの重点施策に今町長が行っている地域全体で子育てをする。また、その子育て支援に関する制度は積極的にやっているという重点施策に対して、果たして今やっていることがマックスなんだろうかと。もうこれ以上できないんだろうかというのを、やはり感じ取るためにはその恩恵を受けている子育て世代の方々に聞いて検証していかなきやなんない。これも一つの原点に戻る一つの手法かなとこのように思っております。

また、やはりこの2024年問題も含めて、地元で働く方々の働く環境というものも、やはり行政としてそこら辺は企業側にしっかりした事業に対して、また子育て世代に対しての支援体制を求めていくということも、また必要な時かなとこのように思うんです。休日等のあり方もありますし、さまざまな面ではそういうことが企業の協力もあって初めて子育てもできるというようなことについても、その体制づくりについてももう一度検証してみるのも必要なとこのように思うんです。

それから、若い世代のやはり意識改革というのが、どういう風に捉えているかというのが一番気になるところなので、若い世代の人が結婚とか出産とかそういうものの経済リスクとして捉えている。

口を開けば「結婚すれ」「出産すれ」というような感じのものが回りから言われた時に、やはりそれが経済的なリスクになっていて、それが足かせ手かせになってブレーキがかかっている面もあるやに感じる時があるんですね。そのなかで、結婚・出産と仕事の両立、これをどう支援していくかという環境整備も今後は十分考えていかなければならないと思います。

何と言っても行政として2030年に入るまでですね、少子化のトレンドの反転をするというのが、これがもうラストチャンスと言われております。ですから、何らかのアクションをそれなりに起こさなければやはりならない。このように思った時に、やはり町長のトップダウン的な指導力と実行力というものが今後必要となってくる。

そのためには、今、一生懸命やっているんですけども、やっているんですけども原点に戻ってもう一回再検証するという立ち位置は必要でないのかなと私はそういう風に思うんですけど、まずその点についてお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

これまでも就任以来、子ども達は地域の宝だということで議会の理解をいただきながら、他の町に比べて相当子育て世帯そういったところに予算を割かせていただきました。

それは取りも直さず、やはり若い人達に福島に住んでいただいて、子どもを産んでいただきたいという思いのなかで、我々政策を打ってきたところであります。

それはどういったことかという、データから導くものからすると、平成が始まってからそれまでは自然減は出生の方が多くて死亡を上回っていた状況があります。大体、平成の時代から少し死亡の方が上回るようになって、今はほぼほぼ一年間、今は子どもさんが私就任して子どもに少し予算を割かせていただいて、何とか今15人ぐらいで推移をずっとしてきているんですけども、それが1年間に亡くなる方が大体100から80人、今は少し減ってきましたので人口落ちてきて80だとすると1年間に自然減だけで6、70マイナスで、前は黙って100人マイナスと。そうすると10年経つと千人マイナス、そのほかに社会現象で減になりますので、ここ何年かは色んな形で今なんとかその社会的要因、転入・転出の差ですよね。それが大分少なくなってきましたけども、以前はそここの差も大きくて人口減少に拍車をかけていたのではないのかなということで、我々としてはまず第一義として、子ども、定住して生み育てやすいところに予算を割いて政策として展開してきました。

ただ、今はちょっと色んな文献なんかを見させてもらってでも時代の変化と言いますか、要するに昭和の時代、平成の時代から令和の時代に代わってきて久しいんですけども、やはりその価値観が全く違ってきているのかなという気がしています。日本全体の人口減少が何故起きているかという状況のなかでは、やはり晩婚化、結婚しない人が多くなっているという、子どもを産む条件を備わない人達が多くなっているということが一義に人口減少になっている。

ただやはり、地方はそれに加えて先程言いましたとおり、社会現象だったり色んな形でありますけども、日本全体がまずはもう人口減少に突入しているわけですので、2008年から1億2,800万をピークにして人口が減少していますので、そういったなかで従来から言っているとおり、国が本当に抜本的な施策を打っていかなければ、なかなか厳しいんだという風に思っていますし、また、社会の変化とともに先程言った晩婚化・非婚化その一つの要因としてはやはり経済的な不安、結婚観に関する不安が若い人達に広がっているのではないのかなというのが、よく言われています。

やはり都会の方に住んでいて、なかなか賃金が上がらない方々が結婚することによって経済負担が増える。そして、子供を産むと更にまたその経済が増えるということに対する不安で、なかなか踏み出せない人達が多くなっているのかな。それが大体日本全体がそういう風潮になりつつあるのかなという気がします。なので、なかなか我々末端の町では根本まで変えられるかとなると、なかなか厳しいのかなと思っていますので、我々としては今やっている子育てなり定住に対する支援をしっかりと、まず今いる方々が外に出ないような方策をとる。そして、地元で子どもを産んでいただく。

あともう一つ加えて言うと、社会現象のなかで他所から人が入ってきてくれる政策を私はもう少しこれから取っていかなければ、自分のところだけではなかなか先ほど言った数字からいくと増える要素が無いんですね。自然減だけで黙ってマイナス年間80ぐらい減っていきますので、そここのところを何とかこの社会的要素のなかでプラスしていかなければ、なかなか厳しいのかなと。その社会的要素の中でプラスした中で、今度自然減の中で子供を少し生んでもらう世帯を増やしていくということが、これからの方策としてはあるのかなと思っていますので、そここのところをどういった形でやり切るかということは、今後また新たな政策を展開していく時期に来ているのかなという気がしてございます。

ただ、一番は、先程来見ると社会的変化のところまで要するに晩婚化の非結婚というか、そここのところまで手を行政が突っ込んでいいのかなというのは僕はちょっと疑問視しているところでもありますので、我々は今のなかでやり得るものを少しやっていくなかで、なるべく若い人達をふるさどで受け入れるような体制なり政策を構築していくことが、最終的には自然的要因のところの幅を薄める一つの原因になるのかなという気がしていますので、そういったなかで少し今やっている政策も本当に若い人達には喜んでいただいて、これまでも出生率少なかったのが、今本当に3人目の子どもさんを産んでくれる方が大変多くなりまして、ただ、その世帯が多くなるとなかなかこれは増えていかないものですから、そここのところをどう増やしていくかということの施策をこれから取って行く必要があるんだと思いますし、出生率

の状況を見ましても、北海道の平均は上回っていますけども、そんなにじゃあ高いかというところでもありませんので、そこをしっかりとプラスできるような政策を、ご意見をいただきながら展開していければという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

さまざまな施策をこれから講じていかなければならないんですけども、何と云ってもやはりその人口減を緩やかに、しかもこの減少率を少なくするためということを念頭に置いてやっていかないと、その町自体がやはり大変余計なお世話ですけど消滅するなんて言葉使われておりますので、それをやはり外部から見ると「あそこの町はなくなるんだ」というような発展的な物の考え方をする方々もいるわけですから、十分、対応については、厚沢部の町長さんじゃないですけど余計なお世話だと言いたいくらいなんですけれども、そこら辺はそれを念頭に置いて注意していかなければならないと思うんです。

それで、人口減少を克服するという事は、まず子育てとか何とか言う前に、ちょっと言いづらい面もあるんですけども結婚につながる機会を創出すると、創り出すということも、もうこれは個人の問題ではない。例えばこの近隣であれば4町の中で、もう協議してもいいのではないかと。4町同じ共通課題にあるんじゃないかと。こんなにも結婚する機会が、そのまたチャンスが少ないということがあるとは私も思いもよらなかったんですけども、それだけ今の若い方々が勤勉で、そういうものに目も向けずに一生懸命頑張っているというのは分かります。けども、やはり我々はどちらかというところと施策というところと子育て世帯とか生活面に対して物は言うんですけども、原点となるべき結婚というものについて、出会いというものについてもやはりこれは行政でメス入れていかなければならないのかなと。手を加えていかなければならないのかなと、それをまずやるんだらば、4町でまずは試験的にやって見るのも4町の首長さんで検討してみたいかなと。これは提案ですけども、そのように思っています。

あと、若い世代の方々、先ほどもちょっと言いましたけども、やはり企業環境のあり方についても協力体制というのはこれから必要になってくるのかなと思います。休日の捉え方とか、一時、うちのダンプの運転手さんとかは長距離の運転手さんなんかの家族の話しを聞くと、朝早いうちからお父さんは車に乗って、僕が寝てから帰ってくると。お父さんの顔はこの頃見たことがないという、この頃というかしばらく見たことがない、そういうようなやはり労働環境というものがもう、そういうのは絶対あり得なくなってきた時代になってきているんですけども、やはりそういうのをきちっと対応していく。その協力体制、地元企業に対してでもそういう環境に対して協力してもらおうということも私は必要ではないのかなと。

また何と云っても人口流出、これを重点課題としていかなければならない。この町からさまざまな要因で流出していくって要件はあると思いますけども、その対応と検証、その流出というのは一時仕事に来て、福島町に住んでいるけどその仕事の関係で一時、本来は福島町に住んでいなくても、一時仕事で来て出て行くというのは、これはもう仕方がないと思います。

でも、昔から住んでいて出て行くというのは、これは何とかしていかなきゃなんない。さまざまな要件はあると思うんですけども、それをやはり町としても重点課題としてピックアップして対応していく、またその要因を分析していかなきゃなんないこのように思うんです。

それと、先ほど町長も言っていましたけども、やはり外から入ってくるような人これは私は必要だと思いますけれども、決して外から来る人に対して、福島町はそのあなた達の生活の今までのレベルに合わせた移住体制を取っているのではないよということをしっかりと感じていただいて、それを理解していただいて移住してくるのであればウェルカムなんですけども、全くその何て言うんですか、今までの自分の生活と違うところを求めて夢を見たような形で福島町に来て、福島町の住民の方々と肌も温度も合わないようなものの考え方をした人達に移住してもらっても、福島町としては私は地域に住んでいる住民の人達は大変迷惑な話だと思います。

やはり、福島町に来た移住して来るという限りは、福島町の住民の方々と意思疎通をするとか、ルールに従ってもらおうとか、そういうものを理解したなかでしっかり雇用の場として、また安住の地として移住してもらおう。そこら辺をしっかりと持ったなかで移住対策というのはしていかなきゃなんない。身勝手なものの考え方で移住してくるならば、お断りした方が私はいいと思います。

かえって反対に人口減に拍車をかけるような気がするんです。今までも例えば色んな補助金とか何とか

って福島町に来ました。それは勝手にやっていますよ。勝手にやっていますが、地域の人達とどうい
風に溶け合っているかという、地域の人達は全く無視しているような感じです。それであれば、本当の
私は地域に溶け込んだ移住ではないと思います。

ましてや、そういう訳の分からないような人が来ているなんていう風になると、今この世の中でどこの
誰なんだという感じのことよりも、やはり今さっき言ったように、どうせ来たなら地域の方々と仲良くな
る、また地域の暮らしに溶け合うというような移住の選択というんですか、高飛車に聞こえるかもしれ
ませんが、ゆくゆくは本当はそういうのが移住ではないのかなと思うんです。

福島町に来たい、いやいや補助があるから何があるから福島町に行けば働かなくてもいいんだみたいな
そんなものの考え方のする人達には来てもらいたくない。来るんだったら福島町のためになる、また、福
島町を安住の地として、もうここで骨を埋めるんだというような生活体系をやはり求めていくというよ
うな考えを反対に打ち出した方がいいと思うんですね。強気な環境創出を移住者に対して求めるというよ
うな手法も私は独自の考えとして持っているんですけども、町長としていかがでしょうか。これをもって質
問を終わりたいと思いますけども。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

私の立場から言うと、あまりそこまでは強くなれないのかなという気がしてございますけど、まずは一
点目の結婚観の関係でありますけども、やはり議員おっしゃるとおり、かなり今なんて言いますか、先ほ
ど言いましたとおり社会の変化、女性の方が社会進出しているという一つの要因もありますから、なか
な結婚が第一義かなという、今は少し違ってきているのかな。

それと、出会いの仕方も昔はやはり近所のおばさんがそこにいい娘さんがいるので、どうだと紹介して
世話好きな方々がよくお見合いをセッティングして、それが縁で結婚されたという方がいらっしゃいま
すし、我々も若い頃は少し話し下手なやつがいれば宴会に誘って、なるべく女の子を紹介したりそういつ
たなかで結婚したりしていますけど、今の人達はあまりそういう出会いというのを好むというか、反対に余
計な世話だみたいな感じがあって、今は何かSNSで知り合った方々が結婚するとか色んな方を、今回も
私びっくりしたケースがありますけども福島でもそういったのがあって、本当にそういうので一緒に、結
婚したかどうかは別にしても住む方もいらっしゃるんだなということを少し感じてございますし、だから
社会の変化が相当我々昭和の時代ですので、想定したより進んでいるという言い方がいいかは別にして変
わってきているんだなという気がしていますので、なかなか今おっしゃるとおり過去にもやはり集団で例
えばパークゴルフをしていただいて、男女の出会いを作るとか色んなことを仕掛けたことも無いわけでは
ありませんけども、なかなかやはりその一時的なあれでは難しいのがあるのかなという気がしていますの
で、一つの提案として多分四町含めて皆さん悩んでいることは一緒でありますので、そういったなかで何
かできるものがあればやっていければなと思っています。

あともう一つはやはり、先ほど言いました社会現象の一つの要因としては、これまでやはり高齢化して
いって独り暮らし夫婦で二人暮らしている人が介護が発生した時にどうしても町外へ娘さんの所に行く、
札幌の娘さんの所に行って病院通う介護するというのが要因としてあるのかな。

あとはもう一つは、子どもさんが高校を上がる際に、例えば函館の学校に上がるのに特に福島の場合は
トンネルで働いている方が多いので、出稼ぎで旅に行っている方がほぼほぼ多い旦那さんがいた場合に、
例えば子どもさんの下宿なりアパートを借りるよりは、家族全員で函館、札幌に出るのがデータか
ら導き出されていますので、そういったのでどうしても減少幅が多くなってきたという状況があります。

ただ、一方はやはり、もともと福島出身の方々が定年を機に福島に戻りたいとか、よくふるさと会なん
かでもお話しされる方がいますけども、退職したら福島に戻りたいんだという、やはりふるさとに対する
望郷の念と言いますか、そういったもので帰ってくる方もいらっしゃいます。

ただ、やはり議員おっしゃるとおり帰ってくる方の中には、全くふるさとじゃなくて、福島にたまたま
移住してきたとか色んな空家があって、そこに住み込んでいる方もいるやに聞いてはいますが、そうい
った方々がそれぞれの思いのなかで福島町を選んで来ておりますので、我々としてはなるべくその地域と
仲良く暮らして、福島に来て良かったなと思えるような体制を取ればなと思っていますし、私よく議会
でお話しします「人生の楽園」を見ていると、やはりその移住するきっかけの一つは、やはりその人が

好きになったから移住するんだということをよく話しますので、やはりそういったものが来る方々もそういう思いで来ていただかなければ、なかなか地域に溶け込めないであるのかなという気がしていますので、そういったものについては個々人のものではありませんけども、我々としてはしっかり地域全体で受け入れる体制を取ればなと思っています。

あともう一つは最後、やはり、雇用の関係と言いますか、やはり子育てしているなかで、やはりその経済負担が相当出てきますので、そういったものを我々の政策だけでは補いきれないものがありますので、やはり雇用については民間の雇用の方々もいらっしゃいますけども、そういった雇用環境の整備と言いますか、協力体制も当然必要になってくるのかなと思っていますので、そこはやはり地域全体がこの少子化という共通の課題を共有しながら我々もその先頭に立って政策は打ちますけども、やはり地域の皆さんにも協力していただいて、何とかこの綿々として繋いできたこの福島をつなぐためにも、今が多分大切な時期なんだという風に私は認識していますので、そういった意味でのまた色んなお知恵を頂きながら、新たな展開ができればという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

一般質問を終わります。

◎報告第2号 令和5年度福島町一般会計繰越明許費の報告について

○議長（溝部幸基）

日程第6 報告第2号 令和5年度一般会計繰越明許費の報告を議題といたします。

内容の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の101ページをお開き願います。

報告第2号 令和5年度福島町一般会計繰越明許費の報告について。

令和5年度福島町の一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰り越したので報告する。

令和6年6月20日提出、福島町長。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費に係る繰越計算書を調整いたしましたので、報告いたします。

令和5年度から令和6年度に繰越した8事業で、2月会議及び3月会議にて繰越事業としたものでございます。

はじめに、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業で、翌年度繰越額1,044万4千円、財源内訳は国庫支出金が1,044万3千円、一般財源が1千円で、マイナンバーカードへの振り仮名ローマ字表記などのシステム改修費でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費が3件ございます。

まず、生活支援ハウス改修事業で翌年度繰越額が4,950万円、財源は国庫支出金が773万円、地方債が3,580万円、一般財源が597万円でございます。

次の段の、福祉センター冷房設備設置事業は、翌年度繰越額760万円、財源は一般財源で、支援ハウス福祉センターと施設内の冷房設備設置に係るものでございます。

4段目の、低所得者世帯支援給付金（追加分）給付事業ですが、翌年度繰越額が892万5千円。

次の段の、低所得者世帯支援給付金（住民税均等割世帯分）給付事業は、翌年度繰越額493万3千円で、一般財源となっております。4月末、5月末までの申請に係る給付に伴うもので事業は完了してございます。

次の段の、7款商工費、1項商工費、横綱記念館冷房設備設置事業、翌年度繰越額1,300万円。

次の段の、10款教育費、2項小学校費、小学校冷房設備設置事業は、翌年度繰越額2,181万3千円。

次の段の、3項中学校費、中学校冷房設備設置事業、翌年度繰越額858万円は、いずれも施設への冷

房設備設置事業で、財源は一般財源となっております。

以上で、報告第2号 令和5年度福島町一般会計繰越明許費の報告についての説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

報告を終わります。

◎報告第3号 第1期福島町障がい福祉プランの策定について

○議長（溝部幸基）

日程第7 報告第3号 第1期福島町障がい福祉プランの策定を議題といたします。

内容の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、資料の議案103ページをお開きください。

報告第3号 第1期福島町障がい福祉プランの策定について。

障害者基本法第11条第8項の規定により、「第1期福島町障がい福祉プラン」を別冊のとおり策定したので報告する。

令和6年6月20日提出、福島町長。

説明につきましては資料2の議案説明資料で説明いたしますので、30ページをお開きください。

1、計画策定の趣旨。

北海道において、令和6年度より「北海道障がい者基本計画（第3期）」及び「北海道障がい福祉計画（第7期）」が統合されて、「ほっかいどう障がい福祉プラン」となることから、福島町においてもこれまで個別に策定してきた福島町の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「福島町障がい者福祉計画（第3期）」と障がい福祉サービスの実施方針を示す「福島町障がい福祉計画（第6期）」及び「福島町障がい児福祉計画（第2期）」の3計画を統合し、「第1期福島町障がい福祉プラン」を策定するものでございます。

2、計画の位置付け。

（1）障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、今後の障害者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画でございます。

（2）障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」です。

（3）障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の2第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

これらの3計画は、福島町における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けられるものです。策定に当たっては、国や北海道の障がい計画と、それらの策定時の基本指針に基づき、基本的には前計画を継承し、必要な施策を着実に推進していきます。

3、計画期間。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

障がい者計画の計画期間は、中期的な計画として定めるため、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画と整合性を図るため、3年目に見直しを行います。

31ページをお願いいたします。

4、計画に定める事項。

説明の前に字句の訂正がございます。

上から2行目の（1）障がい者計画となっておりますが、「障がい者福祉計画」が正しいので、大変申し訳ありませんけども訂正をよろしく願いいたします。

説明に戻ります。

(1) 障がい者福祉計画は、市町村における障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係する事項を規定します。

(2) 障がい福祉計画は、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活相談支援事業の提供体制に係る目標や見込量等を規定します。

(3) 障がい児福祉計画は、障がい児通所支援や障がい児等の提供体制に係る目標や見込量等を規定します。

5、計画の基本理念。

障害者基本法で規定する基本的理念にあるとおり、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うとともに、障がいのある人もない人も、相互に人権と個性を尊重し、誰もが安心して生活できる共生社会の実現を目指します。

また、福島町地域福祉計画では、「住民一人ひとりのしあわせと町の元気づくり」と定めており、自分の健康・支える人となるための健康づくりを進めながら、住民相互の支え合い・助け合い活動で絆を深め、助けられる人の幸せと助ける人の生きがいをつくり、その仕組みが町を元気にするという福祉のまちづくりを目標としています。

基本理念を『希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現』とします。

32ページをお願いいたします。

6、計画の基本目標。

5項目ございまして、(1) 共生社会の理解を深めるために。

(2) 住み慣れた地域で生活するために。

(3) 個人に応じた教育・療育を進めるために。

(4) 自分らしく地域で活動するために。

(5) 安全・安心に暮らすために。でございます。

7、計画の推進。

(1) 関係機関との連携。

計画の推進にあたっては、今後の国の制度改正の動向などを的確に把握し、本計画の推進に活かしていくとともに、多様化する障がい者制度にも適切に対応できるよう、関係機関との連携を深め、相談支援体制の充実に努めます。

また、近隣町等との連携を図りながら、サービスの確保と充実に努めます。

(2) 計画の点検・評価。

本計画は、各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行が進んでいるか等達成状況を把握し、着実な進行管理を行います。また、計画の円滑な推進を図るため、計画の進捗状況・取組・課題について自立支援協議会との効果的な連携や幅広い意見交換を図る体制づくりを進め、計画推進等に反映するとともに着実な目標達成に努めます。

8、計画の協議。

令和6年2月20日に開催いたしました福島町自立支援協議会におきまして、計画策定(素案)の内容を審議、翌21日から3月19日までの期間でパブリックコメントを実施いたしました。意見等は特にごございませんでした。3月21日から27日までの期間で、福島町自立支援協議会において書面協議を経て、計画策定(最終案)が27日に決定されたことを申し添えます。

なお、別冊資料に第1期福島町障がい福祉プランを掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

7番熊野茂夫議員。

○7番(熊野茂夫)

地域プランの策定ということですが、この計画から5そして8までのさまざまな項目乗っかっているんですけども、こういう計画を策定する時に、一番大事なものは先に来るのは当町としてのこの策定プランの

理念じゃないでしょうかね。

それが、5番のここに置いているということは、何か別な意図があるのですか。

きちっと基本理念を持って、そのうえでもって策定の趣旨を踏まえ、さまざまな項目を展開していくというのが計画策定の順序かと思うんですけども、いかがですか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時52分）

（再開 11時54分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

報告を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時55分）

（再開 12時58分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第6号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第6号 家庭的保育事業等の設備・運営基準を定める条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、議案の5ページをお開き願います。

議案第6号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月20日提出、福島町長。

内容につきましては、説明資料でご説明させていただきますので、別冊2、説明資料の5ページをお開き願います。

1、改正の理由。

令和6年3月13日公布の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、保育所等における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準が見直されました。

この一部改正に伴い、同基準を準用している福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容。

（1）職員の配置基準（第29条、第31条、第44条及び第47条関係）で、①満3歳以上満4歳に満

たない児童については、おおむね20人につき1人からおおむね15人につき1人へ改正します。

②満4歳以上の児童については、おおむね30人につき1人から、おおむね25人につき1人へ改正します。

3、施行期日。

公布の日から施行します。

また、附則において、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるため、当面の間、改正前の条例の効力を有する経過措置を設けております。

なお、議案の5ページから6ページにかけて新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第6号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

満3歳以上、4歳未満に満たない児童がおおむね20人が15人になったと。

現状、福島に当てはまるのって20人、今回15人にはなると思うんですね。30人が25人と。これは当てはまることってありますか。

例えば、人数が今までだったら15人だったのが2人になるとか、その辺考えられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

今のところ、うちの方は基準を満たしておりますので、今後も来年とかになっても今の状況ですと基準以内で大丈夫でございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第6号は可決いたしました。

◎議案第7号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第7号 町営住宅の設置・管理条例の一部改正を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の9ページをお開きください。
議案第7号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。
福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和6年6月20日提出、福島町長。
内容について説明いたしますので、説明資料の6ページをお開きください。

1、改正の理由。

当町ではこれまで、「公営住宅」と「改良住宅」の2種類を「町営住宅」としておりましたが、昨年度で「改良住宅」の全てが用途廃止となったことに伴い条例内の文言を整理するものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」においても一部の改正があったため引用条文を修正し、国で雛形として示す「公営住宅管理標準条例」との相違箇所についても整合性を図るため改正いたします。

2、改正の内容。

（1）改良住宅に係る文言の整理（第3章関係）。

町内に改良住宅が存在しなくなったことにより、「第3章 町改良住宅の管理（第43条から第48条）」を削り、以降の章・条項の繰り上げをします。

また、「改良住宅」があった事により、「町公営住宅」、「町改良住宅」及び2種類を包括した「町営住宅」の三つの名称がありましたが、「町営住宅」のみに整理します。

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正を反映（第6条関係）。

配偶者暴力防止法の内、接近禁止命令については同法第10条第1項に規定されているが、この度の改正により第10条第1項と第10条の2に分けて規定されることとなったため引用条文箇所を改正します。

（3）公営住宅管理標準との相違箇所の修正。

国で示す「公営住宅管理標準条例」は、これまでの各種法改正等を受け数度修正されており、当条例との相違箇所も多数あるため、整合性を図り該当箇所を改正します。

3、施行期日。

この条例は、公布の日から施行します。

4、その他。

（1）福島町定住向け町有住宅条例の一部改正（附則による改正）。

条例の一部改正に伴い、条項を引用している「福島町定住向け町有住宅条例」の改正をする必要が生じたため、次のとおり改正いたします。

改正箇所としては、第6条第4項第1号中「第2号」を「第1号」に改める。

以上、議案第7号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

なお、議案の9ページから37ページまでに本条例の新旧対照表がございますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第7号は可決いたしました。

◎議案第8号 第6次福島町総合計画の変更について

○議長(溝部幸基)

日程第10 議案第8号 第6次総合計画の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長(村田洋臣)

それでは、議案の39ページをお開きください。

議案第8号 第6次福島町総合計画の変更について。

第6次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年6月20日提出、福島町長。

議案の40ページから46ページまでは、前期実施計画の変更前・変更後の新旧対照表となっております。

内容につきましては、議案説明資料でご説明させていただきます。

議案説明資料の7ページをお開き願います。

1、変更の目的。

令和5年度福島町議会定例会3月会議において議決された本計画については、令和6年度の事業内容に変更が生じたため、第6次福島町総合計画における前期実施計画の一部を変更するものであります。

2、前期実施計画の変更。

前期実施計画について、事業件数105件、事業費総額43億3,760万円となっているものに、新規事業1件の追加に係る事業費770万円を増額、変更の生じた5事業に係る事業費を3億4,580万円増額し、総事業費を46億9,110万円に変更するものでございます。

なお、財源の主な内訳は、国・道支出金が1,080万円の増額、地方債が2億4,490万円の増額、その他財源が5,800万円の増額、一般財源が3,980万円の増額となっております。

(1)の総事業費等の変更についてですが、ただいまの説明を表にしたものでございます。

8ページの(2)変更区分の概要についてですが、それぞれ変更理由毎に整理した内容となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

9ページの(3)施策体系別の変更についてですが、基本方向の項目毎に整理した内容となっておりますので、こちらもご確認をお願いいたします。

10ページをお開き願います。

(4)の事業費等に変更が生じた事業について。

1段目の高校魅力化推進事業と、2段目の福島町青少年交流センターゼロカーボン・モビリティ導入事業については、定例会4月会議における補正予算で内容を説明しておりますので、省略させていただきます。

3段目の老人福祉施設（デイサービス）整備事業ですが、本年4月に事業主体の社会福祉法人より令和7年度以降に工事を延期する旨の申し出がございましたが、実施年度が未定となっておりますので、令和9年度に実施年度を変更しております。

4段目の脱炭素戦略事業ですが、令和6年度事業費を270万円増額し、あわせて計画策定に係る補助事業の採択に伴う財源変更となっております。若干、本計画の内容についてご説明させていただきます。

令和5年度定例会3月会議の町政執行方針においてゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年温室効果ガスゼロの達成に向けた取り組みを進めることとしております。

現在、吉岡温泉へのバイオマスボイラーの設置や種苗生産施設の集約による温室効果ガスの削減を進めております。また、今年度は青少年交流センターにおいてゼロカーボン・モビリティ導入や移動式木材破砕機導入に対する支援など、脱炭素に向けた取り組みを進めてきているところでございます。

本計画策定の業務では、基礎情報の整備として地域の特性を踏まえた課題の整理、温室効果ガス排出量や吸収量の推計、地域特性を踏まえた実現可能性のある施策の検討、削減目標の設定などを計画に盛り込むこととしております。

なお、本計画の策定にあたっては、プロポーザル方式により業者選定を行ってまいりたいと考えております。

次に、5段目の空家対策支援事業ですが、申請件数の増に伴い令和6年度事業費が600万円の増額となっております。

次に、11ページをお開き願います。

(5)新規に登載となった事業についてですが、このあと政策等調書・総合計画事業進行管理表により担当課長からご説明させていただきます。

なお、この度の変更につきましては、6月3日付けで書面により開催した令和6年度第1回福島町総合計画審議会において、ただいまご説明いたしました変更及び新規事業の登載について承認いただいておりますことを申し添えます。

以上で、第6次福島町総合計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

政策等調書の補足説明を求めます。

アニメツーリズム推進事業、14・15ページになります。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、産業課所管の事業内容を説明いたしますので、説明資料の14ページをお願いします。

事業計画名、アニメツーリズム推進事業でございます。

現状の認識は、女だけの相撲大会が「スポーツ文化ツーリズムアワード2023武道ツーリズム賞」を受賞したことを契機に、女だけの相撲大会を題材としたアニメーションを制作し、アニメツーリズムによる新たなまち起こし及び観光振興を推進するものでございます。

政策等の発生源につきましては、対象を女だけの相撲大会及び町内の観光資源とし、意図は女だけの相撲大会をキーワードとしたショートアニメーションを制作し情報発信することで、より多くの観光客に來町していただき、観光振興及び地域経済の活性化に寄与する。

事業計画は、令和6年度に女だけの相撲大会を題材としたショートアニメーションの制作で、事業費は770万円となっております。

財源につきましては、計画額で770万円で、道支出金380万円は地域づくり総合交付金を予定し、残額の390万円は一般財源であります。

以上、簡単ではありますが産業課所管の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

新規事業の部分で、14 ページのアニメツーリズム推進事業。

この部分で、意図の部分がショートアニメみたいな感じで書かれておりますが、ショートアニメというのは時間的にどれくらいの放映時間流されるものなのか。

それと、要は今回の女相撲を題材としたやつをアニメとして残すという部分で、福島町を、女相撲を目線アニメとして作るのか。もしくは選手目線、選手目線と言ったらあれですけど、女相撲だけでいくのか。その福島を題材に見せていくアニメなのか、その辺の内容はどのようになっていますか。

それと、この放映はどこでされますか。その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

ショートアニメの時間につきましては、20 分を想定してございます。ショートアニメを作る前段では、やはりアニメのキャラクターづくりから入るものですから、そういうキャラクターづくりを踏まえてショートアニメを作っていきます。

それで、どういう部分の目的かといいますと、今説明したとおり、女だけの相撲大会が30 回記念大会でもってスポーツアワードを受賞したということ为背景になりまして、女相撲をキーワードとしたアニメを作ります。それで、女相撲は個人戦で戦っていくんですけど、少し申し上げますと団体戦というキーワードで福島商業高校も仮定として、その団体とそれ以外の架空の高校とで戦っていくというアニメストーリーとなっております。

放映については、私どもは SNS というか YouTube とかそういう部分を想定して、一気にドンと出すんじゃないくて、3 月の女相撲の募集とかから小出しにして女相撲に向けて進んでいくというような想定で考えております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

5 番平沼昌平議員。

○5 番（平沼昌平）

その事業費の変更が生じたやつで、脱炭素戦略事業ということで脱炭素戦略計画策定ということで、今回270 万追加になるわけなんですけれども、先程来、課長の説明のなかにも福島町としてはこの脱炭素に向けてさまざまな事業も今やりつつ、やっていたりやりつつあるという状況の中で、将来的に福島町の脱炭素計画というかゼロカーボンに向けての対応というのは、今回プロポーザルで入札業者に対してどういう企画内容が入札業者から来るかは分からないですけども、企画をお願いするにあたって、福島町の姿勢として、それから目標値としてどこまでどういう風なものを入札業者に求めて選定していくのか。そこから辺ちょっと見えてこないんですけども、おおかた2030 年までに46 パーセントぐらいの削減というのが国の目標で、2050 年にはゼロカーボンにするという国の目標、それに向けての当町の考え方と並行していくのか。小出しした脱炭素計画を作るのか。

そこら辺は業者に対してどういう条件を与えて入札に参加してもらうのか、教えていただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

町としての目標の設定に関しては、議員おっしゃるとおり2030 年、2050 年、国が示した目標に沿った形で計画を組み立てていくということを前提に、業者の方には仕様の方を出していきたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

1番藤山大議員。

○1番(藤山大)

先程のショートアニメの時間が20分ということで、てっきり横綱記念館とかで発信するのかなという感覚を持っていたんですね。でも、先程の課長の説明ではSNS・YouTubeを使ってと言うんですが、このアニメ自体の極端な話し著作権の問題になってきますよね。この辺って町が所有しているのか。

今であれば例えばですけど、岩部クルーズのやつもYouTube等で放映されていますよね。ここでちょっと対象の部分で、町内の観光資源という部分であれば、YouTubeで色んなものをSNSでやるのであれば、広告収入等発生してきますよね。前の違う場面で聞いたことあるんですけど、町としてはそういう風なことはやっていないと。今後どうするか考えていくみたいなことは1回言ったことはあるんですが、例えば今回アニメでせっかく20分で作るのであれば、著作権どうこうもあるでしょうがSNSで発信、YouTubeで発信であれば広告収入がくっついてくるようなものになってくるので、その辺までの検討なり考えというのを伺いたいと思います。

○議長(溝部幸基)

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

ショートアニメにつきましてはYouTubeと申し上げたんですけど、手法としてはさまざまな手法があるのかなと思ひまして、議員おっしゃるとおり、横綱記念館という部分もありでしょうし、最後は女相撲の大会の当日お披露目するという部分が一番いいでしょうし、その部分についてはこれから予算いただいたなかで、しっかりとした議論をしていきたいなという部分は考えてございます。

それと、著作権は私どももお願いしているのですが、私共の方にあるということ。それと、YouTubeについてもYouTubeのシステムというか仕組みというか1年間はYouTubeでエントリーできないようだとかそういう部分も調査してございまして、そういう部分はしっかりと今後も広告収入がいただけるものであれば、それはそれでいいでしょうけど、どういう対応がしていかなければならないのかという部分はこれから整理していきたいなと。

ただ、このYouTubeに上げても1年間は広告収入はないという部分は調べておりまして、これは今後の展開となると思いますので、また機会あればお答えしたいと思います。

○議長(溝部幸基)

1番藤山大議員。

○1番(藤山大)

今の情報処理時代というわけじゃないですけど、やはりITを使ったことであれば、せっかくこのアニメ作るのであれば、こういう風なものに乗せるのであれば、ちょっとでも収入があるのであれば極力そういう風なものも収入源として微々たるものに、もしくは爆発的に見られる方がるのであれば、結構な収入にもなってくると思うんですね。今では色んな部分でSNSを使って、要は議会の活動とかも放映されて、それが一部一般財源として組み込まれている部分もありますので、これがもし何かの形でアニメがヒットするようであれば、やはり広告収入等も考えた検討をしていただければなと思いますので、その辺もお願いして終わりたいと思います。

○議長(溝部幸基)

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

YouTubeについても今後は引き続き検討してまいりたいと思いますし、これから予算いただいたなかで色々お付き合いする業者等含めて協議してまいりたいと思いますので、お願いします。

ただ、あとアニメは1回作るだけじゃなくて継続的に、これで終わるのではなくて、この展開をどうなるんだという部分も踏まえて今年度の単年に限らずいこうと思っている分だけ申し添えておきます。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

先程の脱炭素の事業について、今回270万追加になったということは、プロポーザルの入札業者が200何社かあるんでしょうけども、270万追加しなければ、その事業が大体入札金額に達しないということで追加になったということなんですか。まずそこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

この計画策定にあたって数社から見積の方を徴集はしております。当初、入札方式ですね通常を予定して、総合計画の変更前の額で計上しておりましたが、今回より実効性のある計画を作りたいということで、プロポーザル方式を選択しております。

それに伴いまして、当初、入札ということで考えておりましたので、一番低い額の見積で計画額としていたものを、その範囲広くなったという言い方が適切かどうかあれなんですけども、見積を今いただいている業者の中の最高額を今回計画額に変更させていただいたという内容になっております。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

なんとなく理解しました。最初は一般の入札でやっていたこの金額だったと。それが今度、企画競争にすると。いわゆるプロポーザルにするということで、その提案業者が一応一定の金額でないと駄目だということで追加ということなんですね。

計画ができない段階で入札業者も決まらない段階で、その入札金額に追加というのはちょっと何かいくら考えても理解できなかったものですから、了解しました。

じゃあ、その中でお聞きしたいんですけども、今後、福島町も先ほど言いましたとおり、さまざまなその再エネの設備導入とかそういうものもすると思いますし、それからその再生エネルギーをつくるための区域とか促進区域みたいなものも当然町内に設定していくということにもつながってくると思うんですね。それから、導入する時の調査とかそういうものも当然入札企画提案してくれる業者に対しては、町としての立ち位置として、そういうことをお願いするんでしょうけども、そこら辺の企画入札プロポーザルする業者に対して、町としてやはり一定の条件というものを提案して、それを加味して提案してくださいよという姿勢をとるのか、あくまでもそのプロポーザル業者の福島町にはこういう提案しかございませんよというものを受入れるのか、その姿勢というか、そこら辺の立ち位置をちょっと明確になっているのであれば教えていただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

今回プロポーザルの業務の中では仕様として示す予定なのが、先ほど説明しました基礎情報の整理、地域の特性踏まえた課題とかそういったものの整理と、温室効果ガス排出量の推計・分析、将来の推計、それら踏まえた施策の整理、先ほどご質問のあった2030年・2050年の目標の設定、その目標を達成するための対策や施策の検討という形で今回業務の方を発注に向けて準備をしていたところでございます。この計画を策定したあとに係る手続きについてまで、現時点ではちょっと我々まだ想定はしていませんが、当然この作った計画の実行性をきちんと管理していただきたいという思いはございますので、そういったなかで必要が生じた場合には、そういう形の検討もその時点でさせていただければと考えております。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

それだと町としては一定の削減目標と、これは国の目標が2030年度まで46パーセント、50年で

完全ということですが、町としては一応の目標値を持って入札するという風に捉えてよろしいですか。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

先程の質問の中でも答弁させていただきましたけれども、基本は国の目標に沿った形の福島町としての目標を設定していきたいと。

ただ、現状色々調査した段階でそこまで出来るかどうかというのも含めて、この計画の中で示していければと考えております。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第8号は可決いたしました。

◎議案第9号 青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の締結について

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第9号 青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の締結を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の47ページをお開き願います。

議案第9号 青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月20日提出、福島町長。

まず、契約の目的についてですが、青少年交流センター増築工事の内建築主体工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札で令和6年6月11日に執行してございます。

契約金額につきましては、1億7,402万円でございます。

契約の相手方は、松前郡福島町字三岳154番地の21、金澤・小鹿・インテリア小笠原特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社金澤建設、代表取締役、金澤淳悦氏でございます。

入札の状況につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の16ページをお開きください。

入札状況調により説明をいたします。

工期につきましては、令和7年2月28日までとなっております。

工事概要は、寄宿舎1棟増築工事で延床面積は643.41平方メートルで、建築工事一式となっております。

入札書比較価格は、1億5,940万円で、予定価格は1億7,534万円となっており、予定価格については事前公表しております。

入札の参加状況についてですが、4企業体により入札を執行しております。

入札の結果、上段の金澤・小鹿・インテリア小笠原特定建設工事共同企業体が落札いたしました。

落札金額については記載のとおりで、落札率は99.25パーセントでございます。

以上で、議案第9号 青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の締結についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

今回1億5,820万、99.25と、契約金の方が1億7,402万円という形になっているのですが、今まで建物建てたなかで温泉とかもそうなんです、この辺って物価、資材、人件費踏まえたうえでこの金額ということで受け止めてよろしいですか。

今までもそうなんです、物価高騰したからまた金額がどうのこうのというのは多々ありましたので、この金額でというので押さえておいてよろしいのか、その辺だけ確認したいと思います。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

そうですね、過去の大きな物件2つについて物価高騰等も踏まえながら設計変更とか予算の更なる補正とかも皆さんに認めていただいた経緯もございますけども、今回の建物についても皆さんご存知のとおり、未だに異常の物価高騰等も続いておりまして、例えば北海道ですとラピダスの建設とかラピダス関連のものに下請けの業者さんが皆さんそっちの方に単価がいいから行ってしまっ、よほどお金を積まなければ来てくれないという話もございますけども、そういうのを踏まえたなかで今回はきちんとやり抜けるような金額をうちの方は積算したつもりでございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

今の課長のあれなら、ありそうなようなニュアンスに受け止められるんですね。本当は無いのが一番ベストですよ。要は金額が決められたうえでやっているんですよ。やっているのですが、あるようなニュアンスで、そういう風なあれでもないですけどね受け止めてしまうところ。

例えばですけど物が抜けて、だから抜けているのも本当は駄目なんですけど抜けているからそれに対して追加でというのは分かるんですが、1回締結した結んだうえで、また更に物価高騰だからどうのこうのということは最初の見積のどうのこうのというのは何なのかという根本の話しになってくるんですね。

これが最終結果と受け止めたいですが、もう一度だけ課長その辺をはっきりというわけじゃないですけど言ってもらいたいと思うのですが、その辺をお伺いします。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

積算の基本的なルールでは、その積算した時点の単価を入れるのが基本的なルールなんですよね。ですから、うちの方は物価高騰等もある程度把握、対応できるようにという数字で見積等もきちんとあまり例えば経費率かけたりして落としたりするんですけども一般的には、そこをそういうのもなるべく抑えたなかで、これから本当に想定されている物価高騰ありますので、そういうのだけはきちんとある程度乗り越えられるようにというのが認識ですけども、ただ、今の社会情勢とか世界情勢の中で先ほど話しましたけどラピダスの話しもありますので、それは本当に私達とは世間の常識を超えるような動きがあった時にはちょっと私達は正直分らないです。ただ、今のところは想定しておりません。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第9号は可決いたしました。

◎議案第10号 青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の締結について

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第10号 青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の締結を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の49ページをお開きください。

議案第10号 青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月20日提出、福島町長。

まず、契約の目的についてですが、青少年交流センター増築工事の内機械設備工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、令和6年6月11日に執行してございます。

契約金額につきましては、6,556万円でございます。

契約の相手方は、松前郡福島町字三岳154番地の21、株式会社金澤建設、代表取締役、金澤淳悦氏でございます。

入札の状況につきましては議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の17ページをお開きください。

入札状況調により説明をいたします。

工期につきましては、令和7年2月28日までとなっております。

工事概要は、増築工事の機械設備一式となっております。

入札書比較価格は6,020万円で、予定価格は6,622万円となっており、予定価格については事前公表をしてございます。

入札の参加状況についてですが、2業者により入札を執行しております。

入札の結果、上段の、株式会社金澤建設が落札いたしました。

落札金額については記載のとおりで、落札率は99パーセントでございます。

以上で、議案第10号 青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の締結についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第10号は可決いたしました。

◎議案第11号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第11号 令和6年度一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の51ページをお開き願います。

議案第11号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度福島町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,937万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,683万8千円とする。

第2条、地方債の補正、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年6月20日提出、福島町長。

まず、第2表地方債補正について説明いたしますので、議案の55ページをお開きください。

第2表地方債補正（変更）でございます。

起債の目的は老人福祉施設整備事業債で、限度額について1億2千万円をゼロ円と変更するものでございます。

引き続き、起債の内容等について説明いたしますので、説明資料の18ページをお願いいたします。

起債の目的は老人福祉施設整備事業債で、地方債補正額1億2千万円の減額で、事業見送りによる皆減となっております。

次に、補正予算の歳出から説明いたしますので、同じく説明資料の21ページをお願いいたします。

説明資料につきましては、補正額50万円以上のものについて説明いたします。

2款総務費、1項1目一般管理費、事務事業予算名も同様で、55万円の追加は、2階事務室に設置しております複合機の更新に係る備品購入費の追加でございます。

下段の、6目企画費、事務事業予算名、脱炭素戦略計画策定事業費、1,245万2千円の追加は、総合計画の変更で説明いたしました脱炭素戦略計画策定に伴う委託料の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

上段の、12目テレビ中継局管理費、事務事業予算名も同様で、194万7千円の追加は、塩釜地区無線共聴施設支障移転業務委託料で、道道岩部線渡島福島停車場線改良工事に伴い、共聴施設の光ファイバの移転が生じたことによる追加で、北海道土地開発公社から全額移転補償の対象となるものです。

下段の、3項1目戸籍住民基本台帳費、事務事業予算名も同様で、123万2千円の追加は、戸籍に記載する指名の振り仮名を対象者へ通知するためのシステム改修費となっております。

次のページをお願いいたします。

3款民生費、1項4目老人福祉費、事務事業予算名、老人福祉施設整備事業費、1億2千万円の減額は、デイサービスセンター陽光園大規模改修工事の延期に伴い減額するものでございます。

次の段の、6目福祉センター運営費、事務事業予算名も同様で、85万5千円の追加は、2階トイレの雨漏り補修費用の修繕費の追加でございます。

次の段の、10目給付金・定額減税一体支援枠事業費、事務事業予算名、定額減税補足給付事業費、2,714万2千円の追加は、主に定額減税補足給付金2,640万円で、定額減税前の税額が定額減税可能額に満たない方に差額を給付するものでございます。

次に、事務事業予算名、低所得者世帯支援給付金給付事業費、1,625万2千円の追加は、主に低所得者世帯支援給付金1,600万円で、令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、一世帯あたり10万円、その子育て世帯の18歳以下の児童1人あたり5万円の生活支援助成金を給付するものでございます。

次のページをお願いいたします。

下段の、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、事務事業予算名、有害鳥獣処理施設管理運営費、156万5千円の追加は、修繕費93万1千円の追加で、施設入口前の雨水排水不良の改善と備品購入費60万4千円の追加は、施設用のプレハブ型トイレの設置と減容化処理装置内の水分量を測るための水分計を購入するものでございます。

次のページをお願いいたします。

中段の、3項2目水産振興費、事務事業予算名、新たな陸上養殖技術の開発による「蝦夷アワビ」ブランド化事業費、103万2千円の追加は、ポンプモーター部及び取水管修繕費用でございます。

次の段の、7款商工費、1項3目観光費、事務事業予算名、アニメツーリズム推進事業費、770万円の追加は、観光振興開発事業委託料で、女だけの相撲大会を題材としたショートアニメーション制作のための委託料でございます。

なお、政策等調書につきましては、総合計画の変更で説明しておりますので省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

事務事業予算名、観光情報発信事業費、134万2千円の追加は、印刷製本費の追加で、在庫が不足となる見込みのため観光パンフレットを2万部増刷するものでございます。

次の段の、5目横綱の里づくり事業費、事務事業予算名、横綱の里づくり事業費、53万5千円の追加

は、九重部屋夏合宿の実施に伴い、参加人数が当初の21人から4人増加し、25人となることから4名分の力士招聘謝金を追加するものでございます。

下段の、8款土木費、4項2目公園費、事務事業予算名、新緑公園外維持管理事業費、50万円の追加は、新緑公園の証明器具等を修繕したことにより、今後の修繕費に不足が見込まれることから追加するものでございます。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 13時51分)

(再開 14時08分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、26ページの一番下段の新緑公園の方から説明を続けます。

8款土木費、4項2目公園費、事務事業予算名、新緑公園外維持管理事業費、50万円の追加は、新緑公園の照明器具等を修繕したことにより、今後の修繕費に不足が見込まれることから追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3目住環境整備事業費、事務事業予算名、空家等対策支援事業費、600万円の追加は、空家等除却補助金10件分で、今年度既に10件を交付決定しており、今後の申請に対応するため追加いたします。

次の段の、5項1目住宅管理費、事務事業予算名、町営住宅整備事業費、315万円の追加は、今後の小破修繕に対応するため追加するものでございます。

次の段の、10款教育費、2項1目学校管理費、事務事業予算名、各学校校舎営繕事業費、98万9千円の追加は、福島小学校水道メーターバルブ漏水補修工事に伴う修繕費の追加となっております。

次のページをお願いいたします。

下段の、5項3目学校給食センター費、事務事業予算名、施設維持管理費、99万円の追加は、調理場外空調管理システム部品交換に伴う修繕費の追加となっております。

次のページをお願いいたします。

11款公債費、1項2目利子、事務事業予算名、利子、64万5千円の追加は、4月に大型事業費の支払いのため地方債借入までの間、一時借入金をしてございます。そのため今後の借入金で対応するため、利子を追加するものでございます。

次の段の、12諸支出金、2項1目繰入金、事務事業予算名も同様で、434万7千円の追加は、介護会計、浄化槽会計の追加補正に伴う増額となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明いたしますので、19ページにお戻りください。

13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、4,462万6千円の追加は、法務省所管社会保障・税番号制度システム整備費補助金123万2千円で、戸籍等に氏名の振り仮名表記を行うためのシステム改修に係る補助金と、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,339万4千円は、定額減税補足給付事業及び低所得者世帯支援給付金事業実施に係る補助金でございます。

次の段の、14款道支出金、2項6目商工費補助金、380万円の追加は、地域づくり推進事業補助金でアニメツーリズム推進事業に係る補助金でございます。

下段の、17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金、3,158万6千円の追加は、今回の補正に係る財源調整による追加でございます。これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は3億6,885万9千円となります。

次のページをお願いいたします。

19款諸収入、5項1目雑入、1,061万7千円の追加は、猟銃免許等取得助成金受領者が鳥獣駆除

業務に従事できなくなったことによる返還金67万円、テレビ共聴施設の光ファイバー移設補償金194万7千円、脱炭素戦略計画策定に伴う補助金800万円となっております。

次の段の、20款町債につきましては、先ほど第2表の地方債補正で説明しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第11号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

24ページの有害鳥獣処理施設管理運営費の部分で、今回、水分計購入これは分かるんですが、これに関連してなんですが、施設に対してもそうですしハンターさんなんですが、施設に対しての何か不満等、不便な点その辺の話し、もしくはハンターさんから金額的な話、要は令和4年度にハンターさんの金額を決めたと思うのですが、その辺で不満等が何かあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

まず水分計の方ですが、処理装置の中のチップがどれくらいの量で水分が適量なのかという部分、業者が示されている数値はあるものの、福島として最良の値を求めたいという部分で現場の方に苦労していたいて、水分測って最良の最適な処理を導き出すという部分を今統計を取っているところでございます。

あと、ハンターの方からの不便な点という部分は無いわけではないですけど、今の現状では基本的には土日・祝日は扱わないという当初の部分から若干、冷蔵庫に持ち込みまでは可能という部分でやってございます。

そこは福島町のハンターさんに特化したもの、他の町の方々には管理しきれなくなるもので、そこは無いんですけど、当町のハンター3名については土日の冷蔵庫に持ち込みまでは可としております。

ただ、施設の装置には施錠しておりますので、そこには入れられないという状況になってはいますが、そこら辺がちょっと当初のはしりから改善した点となっております。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

今のところで24ページの有害鳥獣処理施設の管理運営費のところ、事業内容のところ3点ありますよね。入口前の排水が不良だと。次に仮設トイレ、次に水分計というか今の水分の内容を測る計器なんだろうけども、結局これ3点とも当初から必要な部分だったんでないかという風に思われるんですけども、その辺はどうだったのかなと、ちょっと疑問持ちますよね。

例えば設計にして、建物建てる段階でも建物の高さがこのくらいで、そしてあそこの地盤がこのくらいで、そうならば高さがどうなって、低い所がどうなるという風なこと当然分かりますよね。設計の段階で。

それと、仮設トイレの段階もここ無人ではないですよ。必ずさっきも話しもあつたけど、日曜日とか祭日はないかも分からないけども、平日は誰か一人居るわけですよ。それも設計の段階でそのトイレというのは必要だったはずですよ。そういう経緯がどうだったのかお知らせください。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

今の部分についてお答えします。

まずは施設前の入口の部分の水たまり、ここは私どもも建ってからも建つ時からも水たまりはなるという部分は承知してございました。ここの対策とすると、自然に乾燥すれば一番いいでしょうけど、なかなか雨が降ると溜まった一方でなかなか解消できない。この部分をどうしなければならぬかという部分は

私達も当然当初から問題にはしていたんですけど、借りている施設、一部事務組合の敷地という部分と、そこで他の施設が建っている例えばリサイクルプラザだとかそういう部分で建てたものとの兼ね合いがありまして、本当は早期に雨水桝とか付けて、排水溝、側溝でリサイクルプラザとかの方の排水にぶつければ良かったんですけど、そこもそちらはそちらの補助金とか活用している事業もありまして、そこは私達も求めていたところなんですけど、北海道の方にも照会しながら、このたび既存の施設に排水流してもいいよという許可を得たものですから、今回、修繕として予算計上したという部分がこの1点目。

それと、2点目のトイレの件についても、当初は副議長おっしゃるとおり一人の職員が常駐しています。そこでトイレはどうするんだという問題も当然ありました。ただ、一人の人が使用するのであれば衛生センターのトイレを使っていたらいいという部分で整理してございました。

ただ、この北海道内でも初めての施設ということで視察とかも多く来られております。そういう方々がトイレを貸してくれという部分で、衛生センターのトイレに誰か分からない人が出入りするという部分もセキュリティ的にもよくないだろうという部分で、ハンターさん、あとは現場の声も聞きながら今回初めて設置しようというところになったしだいです。ただ、現場からもこのトイレの設置という部分は要望が出てまして、その部分も踏まえた形で今回の補正となっております。

それと、3点目の水分計についても先ほど藤山議員にも申したんですけど、当初はメーカーが作るものなので、メーカーどおりやればいいでしょうという部分で、当然最初は水分計は用意しなかったんですけど、効率的にやるためにはもっとどうしたらいいかという部分を導きだすために水分計という部分を今回用意させてもらって、メーカーが示すものよりもっと効果出るようなことが出来るんじゃないかという部分で今回用意させていただくということになっています。

○議長（溝部幸基）

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

その排水のところですよ。見ると下側にアスファルト入っているんですね。アスファルトを敷いているわけ。その上に砂利が入っている。そして、そこが今その荷物を持って行くパルプでそこをバックして入っていくんだろうけども、そこが一番低いわけですよ。

それで、雨降っても吸っていかないんだよね。水が雨水がそこに溜まるわけだ。だから、短靴ではそこ歩けない、そして、その雨の量が2、3日これいつの雨だったかね、3日くらい前だったんだよ。浸透しないわけだ雨が。だから、当然、U字溝も必要なんだろうけども、よく見ると……………。

○議長（溝部幸基）

意見交換ではないですか。

（「じゃあ、この辺で」という声あり）

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

先ほど水分計の部分は聞いたんですが、ハンターの部分ですね。近年ちょっとハンターの部分で要は熊等出た場合、出勤しない自治体も出てきていますよね。要は、熊が出て金銭的にやっていけないと。町が出されている金額がたまたまその調査が1万3000円で、熊の出勤が出ても出て行かないというような事態が起きています。

福島においても今の金額で妥当なものなのか、その辺ちょっとまだ定かではないと思うんですが、札幌市であれば2万5,300円で……………。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 14時22分)

(再開 14時23分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

意見交換を続けます。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

先程は大変失礼いたしました。

U字溝を入れるという予算だと思うんですね。それを入れただけでも、ものを解決できないんじゃないかなという風な危惧しているんです。おそらくそのU字溝の方向は国道に面したような横になるんですよ。方向はどういう風になりますか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

施設に向かって右手の横に水路が通っていますので、そこにぶつかるという流れになります。

福島方面に行くような感じです。

（「国道と同じ方向で？」という声あり）

建物と並行、横の並行で。

○議長（溝部幸基）

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

そうすれば、それが出来てもU字溝が出来てもU字溝から今度建物の間2、3メートルありますよね。そこが今砂利なんです。ここは千軒地区だから、当然、雪も多いと思わなければならない。そして、このフォークリフトというのはタイヤこのくらいですよ。小さいです。

だから、冬、今でもスリップしていると言うんですよ。その砂利で。だからそうすると、このU字溝だけ入れてもこの3点の部分仮に補正しても、そのここを舗装すれば良かったなという風な部分が、これまた補正しなきゃならないような状況になるのではないのかなと思うんです。

タイヤが小さいために、タイヤは4つあるけども何て言うか、冬の除雪タイヤショベルみたいに四駆かかっていない。本当の真っ平のコンクリの上で仕事をするフォークリフトなんです。そういう重量物は当然あがるわね。そしてそれを上で上げて下ろすという、前に倒れるフォークリフトなんです。

加工屋さんなんかのフォークリフトは前のタイヤが大きいんですよ。だからそういうものとは違う、だからスリップして、今でも砂利の部分でスリップしている。だからここを舗装、大した面積ではないと思うんだよ。ここを舗装しないと雪あれば全然仕事にならないと思うけども、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

今のこのフォークリフトの件については、もともとフォークリフトを入れた経緯というのは、施設の中で個体を受入れて、その受入れた個体をその施設の中で投入するというものの意味合いのフォークリフトであったんです。それが、外に出るという想定は無かったんですけど、例えば、フォークリフトのパレットそこに個体を入れて血が付いた、その部分を洗うという場合もしかするとその建物内では洗っているんですけど、場合によってはちょっと外に出てという場面もあります。そういう時にきくと現場では、私も聞いているんですけど腹がつかえてちょっと動けなくなったよという部分も聞いてはおります。

それで、まずは今回の補正内容のU字溝を入れて水を一回流すという部分はさせてもらうんですけど、現場と話した中ではフォークリフトは出ない想定で私達考えていたんですけど、出る機会があるという部分も場合によってはあるということなものですから、現在の水はけ対策をやったうえで、使用状況をちょっと検証させてもらいながら、私の方でも場合によっては、副議長おっしゃるとおり状況を踏まえた中

で、もしかすると最低限の一部分でも舗装してほしいという部分が要求しなければならない場合もあるかなとは想定はしてございます。

まずは、基本は中で使うという部分。それと、雪かきで外に出るという部分はないですけど、その血の洗いとかという部分に対して外に出る可能性もあるので舗装も検討すべきかなという部分で認識しております。

○議長（溝部幸基）

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

よく検討していただきたいと思います。除雪の関係のところもあるし、今では車止めあるんですよね。車はここまでというラインが、そこから建物のコンクリまではちょっと距離も1メートルくらいあるのかな。だからそういう風なことからすると、当然、上屋も屋根も無いわけだから、当然雪の下になる。それは手でかくのか、ショベルでかくのかそれは別として、ショベルでかくにしても大変難しいと思うんですよ。高さがこういう風になるから、だからほとんど手でやらない大した面積ではないけども、だけどそれにしても、そこを砂利のままではなく、舗装をちょっと大した大きい面積ではないから、舗装をすることが最高のいい状態になるのではないかなと思います。終わります。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

リフトの部分の動きもありますので、私どもも最小限のスペースで舗装等できる内容を検証してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

25ページの陸上アワビの件について伺います。

今回、補正でアワビ施設の加工施設のポンプ、それから取水管の修理ということであります。

その内容をちょっと説明お願いいたします。詳しい内容を、取水管の修理というのは、これは支障ないかどうか、今後。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時30分）

（再開 14時31分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

アワビの件については、岩手県からのアワビの成長が非常に速いということも伺っております。

その経緯と、それからそれに対しての取水管が故障した場合、故障して異常が起きた場合には代替というか、そういうことでこの加工場に対しての支障が無いかどうか、それを伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

一つ目の岩手の種苗が成長が早いという部分、これは議員おっしゃるとおり成長が早いという部分、これはしっかりした健苗なものが入っているという部分で、それとしっかり餌を与えて、餌を与えるとそれなりに大きくなるという部分もありながら、しっかりとした岩手県の栽培技術もノウハウ教えて頂きながら、私ども令和5年11月に行ってそういう技術的なものも指導受けて、そこから意外に成長、岩手県の

種苗意外にもうちの栽培公社から購入した種苗も一応元気というか育ちが早いなという部分は認識しております。

それと今回補正で上げていた取水の部分については、港内から取っている取水なんですけど、ちょっと海面から海面に近かったものですから、もうちょっと下に下げると。要は干潮になる時に水が汲み上がらないという状況が発生したものですから、若干20センチから30センチくらい下の方に取水を下げたという状況です。

それと、もしこれが取水できなくなった場合という部分の対策については、新たな種苗センターもできております。そこで隣なっていますので種苗センターの方の取水の方も一部お借りして入れることも出来るということで、現に干潮になって水が入りきらなかった時とか、ポンプが一時故障したという時にはそういう隣の施設からも海水を供給していただいてという部分で対応している場面もございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

4番小鹿昭義議員。

○4番（小鹿昭義）

28ページのチロップ館の件で意見交換したいと思います。

今管理している方、高齢でかなり歳を取っているそうです。もっと若い人と代えた方がいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

石川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石川秀二）

意見交換ですね。今運営されている方ご高齢というのは認識はしております。まだその後の部分、施設をどう運営していくか、そういった部分も含めてほかの人材を探すかというのも、これから検討していかなければならない内容かと認識しております。

○議長（溝部幸基）

4番小鹿昭義議員。

○4番（小鹿昭義）

まだ交代要員は考えていないということよろしいでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

今やっつけていただいている方が雛人形ですとかその資料、それに凄く精通された詳しい方で、その方の代わりを探すとなると非常に人材として福島町の中で求めるというのは、今のところなかなかいないという風な現状のなかで、今、事務局長が申し上げたとおり、今後そのチロップ館のあり方も含めて検討していかなければならない課題かなと考えております。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第11号は可決いたしました。

◎議案第12号 令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(溝部幸基)

日程第14 議案第12号 令和6年度介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

それでは、議案の77ページをお開きください。

議案第12号 令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度福島町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,376万2千円とする。

令和6年6月20日提出、福島町長。

それでは、補正予算の内容について説明いたしますので、歳出の方、91ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、6万円の追加は、包括支援センターと国保連合会との間で介護給付費等の請求に使用している介護伝送ソフトのバージョンアップに伴いソフトウェア費ソフトウェア購入費を追加するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、87ページにお戻りください。

7款繰入金、1項3目その他繰入金、6万円の追加は、事務費繰入金で歳出の一般管理費の追加に伴うものでございます。

以上で、議案第12号 令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第12号は可決いたしました。

◎議案第13号 令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算(第1号)

○議長(溝部幸基)

日程第15 議案第13号 令和6年度浄化槽事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長(深山肇)

それでは、議案の93ページをお開き願います。

議案第13号 令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算(第1号)。

第1条、令和6年度福島町浄化槽事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。

第1款浄化槽事業収益、補正予定額428万7千円の増、計4,585万8千円。

第2項営業外収益、補正予定額428万7千円の増、計4,144万1千円。

第3条、令和6年度福島町浄化槽事業会計予算第4条の2を「地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、ゼロ円及び428万7千円である。」に改める。

令和6年6月20日提出、福島町長。

内容について説明しますので、97ページをお開き願います。

令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入。

1款浄化槽事業収益、2項営業外収益、1目他会計補助金、補正額428万7千円の増、計2,578万5千円、これは他会計補助金で一般会計からの不足分の繰入でございます。

以上、議案第13号 令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第13号は可決いたしました。

◎発委第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について

○議長(溝部幸基)

日程第16 発委第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1 番藤山大総務教育常任委員長。

○1番(藤山大)

それでは、議会提出議案の3ページをお開きください。

発委第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について、上記の議案を議会議事条例の規定により提出します。

4ページです。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た平成29年に核兵器禁止条約が採択されました。

条約は核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しており、核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

ロシアは、ウクライナへの軍事侵略に合わせて核兵器による威嚇を行いました。

また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドをおこなっているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言。

これは核兵器禁止条約に明確に違反するものであります。

原爆被害を体験した日本政府は、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。その証として、核兵器禁止条約に参加、署名、批准することを国へ求めるため、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は6月5日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、発委第1号は可決いたしました。

◎発委第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○議長(溝部幸基)

日程第17 発委第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番藤山大総務教育常任委員長。

○1番(藤山大)

それでは、議会提出議案の5ページをお開きください。

発委第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出いたします。

6ページです。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

いま地方自治体には、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府は、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保するとしていますが、増大する行政需要や不足する人員体制の改善を図っていくためにも、積極的な財源確保が求められます。

このため、国に対して、1、社会保障、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、人件費を重視し、現行水準以上の地方財源の確保・充実をはかること。

2、子育て、地域医療、介護や生活困窮者の自立支援など社会保障ニーズが自治体の財政を圧迫することから、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講ずるとともに、人員確保策を早急に策定し実施すること。など、10項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は6月5日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、発委第2号は可決いたしました。

◎発委第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充の就学保障の実現に向けた意見書の提出について

○議長(溝部幸基)

日程第18 発委第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充の就学保障の実現に向けた意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番藤山大総務教育常任委員長。

○1番(藤山大)

それでは、議会提出議案の8ページをお開きください。

発委第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充の就学保障の実現に向けた意見書の提出について。

上記の議案を議会会議条例の規定により提出します。

9ページです。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

義務教育費国庫負担制度における国の負担率が平成18年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

令和5年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、北海道においては全国で8番目に高い17.45パーセントと依然厳しい実態にあります。

教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもも増加しており、就学援助・就学金・授業料無償化制度等、拡大されていく必要があります。

このため、国に対して、1、国の責務である教育の均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育を無償とし、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を1/2に復元されるよう要請します。など、3項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出するものです。

なお、本意見書は6月5日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。
採決を行います。
発委第3号に賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第3号は可決いたしました。

◎発委第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第19 発委第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
1 番藤山大総務教育常任委員長。

○1番（藤山大）

それでは、議会提出議案の10ページをお開きください。
発委第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について。
上記の議案を議会会議条例の規定により提出します。
11ページです。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

令和6年3月に策定した「改定版」では、学校規模を「1学年4から8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、ますます高校の統廃合がすすむことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力を余儀なくされています。このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

このため、北海道に対して、1、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。など5項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、北海道知事ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は、6月5日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

発委第4号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第4号は可決いたしました。

◎発委第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第20 発委第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○3番（佐藤孝男）

それでは、議会提出議案の13ページをお開きください。

発委第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を議会会議条例の規定により提出します。

14ページです。

説明は主な内容としますので、ご了承ください。

北海道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止など多面的機能を十分に発揮させるために、森林資源の循環利用を進める必要があります。

また、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという、国の目標達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや木質バイオマスのエネルギー利用の促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要です。

北海道では、様々な取り組みを進めてきましたが、北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、国に対して、1、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。など2項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は、6月5日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

発委第5号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第5号は可決いたしました。

◎発委第6号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第21 発委第6号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○3番（佐藤孝男）

それでは、議会提出議案の15ページをお開きください。

発委第6号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を議会会議条例の規定により提出します。

16ページです。

説明は主な内容としますので、ご了承ください。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内の常用労働者216万人の内、48万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局・北海道地方最低賃金審議会に対して、1、賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げる。など3項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、北海道労働局ほか関係者に

意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は、6月5日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

発委第6号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第6号は可決いたしました。

◎議会改革調査特別委員会の設置

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

議会では、令和4年度に改選期に向けた議員の定数等を検討するため「議会議員定数、議員歳費調査特別委員会」を設置、議員定数・歳費の在り方について調査を実施し、議員定数10人の維持と議員のなり手確保に向けた方策として議員歳費月額を増額を行っておりますが、令和5年8月の選挙において、議員定数10人に対し立候補者が9人となり、町の議会議員選挙としては初めて定員割れ無投票選挙という結果になってしまいました。

人口減少・少子高齢化が進む当町において、次の改選期となる令和9年にはさらに厳しい状況となることは必至であり、議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について集中的に検討するため、議長を除く全員の議員をもって構成する「議会改革調査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ調査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本件については、議長を除く全員の議員を持って構成する「議会改革調査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、調査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 15時05分）

(再開 15時11分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された「議会改革調査特別委員会」において、委員長に9番平野隆雄副議長、副委員長に1番藤山大議員が互選された旨の報告がございました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本6月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和6年度定例会を休会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和6年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦労さまでした。

(休会 15時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 佐 藤 孝 男

署 名 議 員 小 鹿 昭 義